

## 第5次三田市総合計画(素案)に対する市民意見の募集結果 と意見に対する市の考え方について(案)

### 1 実施の概要及び結果

(1)募集期間 令和3年10月25日(月)～11月24日(水)(必着)

(2)閲覧方法

①三田市公式ホームページ「意見募集(パブリックコメント)」での閲覧

②公共施設での閲覧

市役所(本庁舎1階ロビー・本庁舎3階政策課)、各市民センター、まちづくり協働センター、総合福祉保健センター

(3)提出方法

次のいずれかの方法により意見を募集します。

①電子申請フォーム(Logo フォーム)により意見を提出

②意見書(任意様式)に住所・名前・電話番号を記入し、郵送、ファクス、電子メール、持参(土・日曜、祝日を除きます。)のいずれかにより、市役所政策課へ意見を提出

(4)意見件数

84件(11名)

### 2 意見の概要と市の考え方

・計画素案を修正するもの 4件

・計画素案を修正しないもの 80件

{	総合計画の施策推進上の参考とするもの	14件
	意見として伺うもの	66件

「第5次三田市総合計画素案」に対する市民意見の募集結果と意見に対する市の考え方

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
【対応(案)】ご意見を参考に記述を一部修正します。				
1	59	16 農業の振興 2 10年後に避けたい三田の状況 3 10年後に目指したい三田の状況	「2 10年後の避けたい三田の状況」では荒廃した農地が市内に多く発生していると記載されているが、「3 10年後に目指したい三田の状況」では農地について記載がない。「農地が有効に活用され、活力と魅力のある農業が展開されている」というものに変えた方がよい。変更すべき。	ご提案のとおり、「3 10年後に目指したい三田の状況 A」については、「(前段階省略)、変化し続ける課題を乗り越え、農地を有効に活用し、活力と魅力のある農業が展開されています。」に修正します。
2	59	16 農業の振興 4 市民の取り組み、事業者・団体等の取り組み	「市民＝美しい農村風景を次の世代に引き継ぐため、農地の保全に努めます。」と記載されているが、農家は事業者・団体等に入ると思う。市民＝非農家と考えるのが一般的。事業者・団体等のところに「美しい農村風景を次の世代に引き継ぐため、農地の保全に努めます。」に移動すべき。	ご指摘の件について、農地の保全は、全ての市民が一体となって美しい農村風景を守っていく取り組みが必要と考えていますので、「市民の取り組み」の表現を、「美しい農村風景を次の世代に引き継ぐため、農地の保全について支援します。」に修正します。
3	59	16 農業の振興	鳥獣害の農作物被害額については、取り組みがどれ程進んだのかがわからない。集落単位で設置する防除柵の設置集落数を指標にする方がよい。変更すべき。	鳥獣による農作物被害への対策は、集落柵や防除柵の設置だけではなく有害鳥獣自体の捕獲活動や集落に近づけない活動も並行して進めていく必要があります。成果指標については複合的な対策による効果として農作物被害額を採用していますが、ご意見のとおり、集落柵や防除柵の設置は有効な対策の一つではあることから、成果指標への記載を検討してまいります。
4	66	23 持続可能な環境づくり 4 市の取り組み①②	『23 持続可能な環境づくり』については、ぜひとも進めてもらいたいし、三田市が兵庫県、我が国の先頭に立って進めるくらいの気概が持って進めてもらいたい。『省エネ車両』という表現はあいまいなので、『電気自動車』の導入を目指してもらいたい。公共施設の太陽光発電とともに車両充電設備を設置し、公用車全車両を『電気自動車』にする方向で進めてもらいたい。また、『電気自動車』の普及は、三田市だけでなく三田市民が所有する車両もすべて『電気自動車』に移行するよう誘導する施策を展開してもらいたい。高齢化率が高まる中、自動車の所有のあり方も『所有』から『共有(カーシェアリング)』に移行していく施策も必要です。	環境施策は、この計画においても重点的に取り組むとともに、SDGsの理念に基づく持続可能な社会を目指した取り組みと連携しながら、ゼロカーボンシティの取り組みを積極的に推進してまいります。こうした市の取組姿勢を明らかにするため、来年4月からの組織名称を「ゼロカーボンシティ推進室」に改め、次世代につなぐ住みやすい持続可能なまちづくりを推進してまいります。なお、ご指摘の「省エネ車両」については、「電気自動車等の省エネ車両」に修正いたします。 公共施設の太陽光発電とともに充電設備を設置する点については、市の取り組み②に記載のとおり、太陽光発電を推進するとともに、電気自動車の普及にあわせ充電設備の設置も推進してまいります。 市民の電気自動車への移行誘導及び市民の自動車所有からカーシェアリングへの移行に向けた施策についても、啓発に努めてまいります。
【対応(案)】総合計画の施策推進上の参考とさせていただきます。				
5	1	基本構想 1 総合計画と三田市のまちづくり (1) 総合計画策定の趣旨	まちづくりの方向やそれを実現するための取り組みなどを定めるものと書かれているが、基本計画(案)で市の取り組みと記載されていることを実現化するための担保的(しばっておくもの)なものの記載がない。計画倒れの不安がある。市の取り組みと予算・人事と連動させることを追記すれば、総合計画の実効性を高めることに繋がる。総合計画の信憑性は高まるので、加えるべき。	この項目での記載は、三田市まちづくり基本条例第28条の規定をもとに総合計画策定の趣旨を説明するものです。ご指摘の点は、市としてもその重要性を認識しており、基本計画を構成する全施策を横ぐしとして貫く「まちづくりの進め方」として、基本計画「25 行政経営 市の取り組み②」において明記しています。ご意見を参考に、この計画の実効性の確保に努めてまいります。
6	4	基本構想 1 総合計画と三田市のまちづくり (3) これまでのまちづくりの成果と課題	アの「増加する高齢者への移動支援については、既存の公共交通に加え、地域内交通や新たな移動サービスの充実が必要」とあるが現状は、高齢化の一方で車免許返納が求められているのに、特に農村地域の公共交通が減少され、ボランティアに頼る脆弱さ克服の必要性の言及が必要である。	高齢化の進展に伴い、車を利用しなくても移動できるような公共交通ネットワークの構築が必要です。ご指摘の交通ネットワークの取り組みにおけるボランティアの活用については、将来的な持続性に課題があると考えており、持続可能な体制づくりについて、今後検討を進めてまいります。

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
7	6 44 ～ 68	基本構想 2 計画の構成と期間	<p>本計画の期間を10年で前期・後期それぞれ5年としていますが、期間が長すぎる。44ページ以降の具体的な取り組みが期間内のいつまでに行うのかが定められていない。1から25の具体的な取り組みに係る細部計画は別に定めるのでしょうか。それぞれの取り組みに成果指標を定めていることは評価できますが、指標はすべて10年後に実現するというのですか。1年ごとにPDCAを行い、成果指標の進捗管理が必要です。また、細部計画を定めるのであれば、どの組織が責任もって進めるのかも明確にすべきです。</p>	<p>総合計画は、三田市まちづくり基本条例に基づき策定するもので、中・長期的な視点に立って目指すべき将来像を定める基本構想(10年間)と、それを実現するための取り組みを定める基本計画(前期・後期の各5年間)とで構成します。とりわけ、この計画によるまちづくりの理念は、2030年を目標とするSDGsの理念と相通することから、一体的に推進してまいります。市としては、中・長期的な計画的かつ安定的なまちづくりの観点も大切にしつつも、変化の激しい社会経済情勢等に的確に対応するため、中間年次にはしっかりと検証し、必要な見直しを行ってまいります。</p> <p>なお、今回定める前期基本計画は令和4年度から令和8年度の5年間に取り組むものです。各施策の指標についても、その期間におけるそれぞれの事業を組み合わせ取り組むことで得られる成果を表しています。</p> <p>この計画では、施策ごとにとりまとめ担当部署を定めており、成果指標を含め、三田市行政評価条例に基づく外部有識者による行政評価において進捗評価を毎年度行い、次年度の取り組みにつなげていきます。なお、各施策の推進にあたっては、関連計画として明記している分野別個別計画を策定し、実効性の確保を図っています。</p>
8	41 50 61	基本構想 5 三田版総合戦略の推進 基本計画 7 若者が集うまち 18 まちの再生	<p>2. 現市民のリモートワークへの考察(対象ページ:41,50,61) リモートワークについては、移住促進や若者の新しい働き方の支援の視点から捉えられていますが、現市民がリモートワークを多用していることについて、考察を深めるべきと考えます。</p> <p>私自身、会社員として大阪市内の企業に勤務しておりますが、現在出社は週に1回程度で、休日含めてほぼ大半の時間を三田市内の自宅で過ごすようになりました。</p> <p>浮いた通勤時間での自宅近郊の散策、市内飲食店の利用(ほとんどテイクアウトですが)など、ニュータウンに転居してきてからの過去三十数年間とは全く異なる生活を送っています。</p> <p>同様の状況にある市民は他にも多数いると予想されます。これはニュータウン世帯の行動の軸足を三田市内に振り向ける大きなチャンスです。</p> <p>この点を十分に考察し、リモートワークでの困り事ヒアリングなどから公的・共通的に対処すべき点を検討の上、迅速に計画および実行施策に反映させるべきです。</p> <p>今後、コロナ感染者数が減少し、企業・社員のリモートワーク志向が鈍化する懸念があり、そうなる前に「リモートワークを続けたい」施策が具体化されることを期待します。</p>	<p>コロナ禍によるリモートワークをはじめとする価値観や行動の変化は、本市が都市と農村が近接する郊外型都市としての再評価が期待され、新しい生活様式等に対応するまちづくりの推進により、新たなまちの魅力の創造、移住・定住促進に資することが期待されることです。</p> <p>折しも、9月に発表された全国10万人以上の都市を対象としたテレワーク需要量調査(日本経済新聞社)では、全国79位/285都市、関西9位/42都市にランクされるなど、高い評価を得たところであり、こうした点からも、リモートワークに関するご指摘は、市としても再認識したところではあります。</p> <p>市は、現在、在宅ワーク環境整備補助など、移住を後押しする施策を実施していますが、ご意見を参考とさせていただきますながら、本市の強みを活かしたまちづくりを一層進めてまいります。</p>

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
9	46	3 健康づくり 4 市の取り組み⑤	<p>素案資料:P46⑤食育の推進 三田の恵みを次世代に繋げるため、農業の環境負荷軽減の理解を深め、食が持続可能なものとなるよう啓発を行う。</p> <p>素案資料の上記部分に賛同いたします。 農業の環境負荷軽減を踏まえて、オーガニック(有機農産物)の一層の普及を目指して頂くことを希望いたします。そして、学校給食では、オーガニック(有機)の食材を使用することを強く希望いたします。 通常、お米はネオニコチノイド系の農薬、パン(外国産小麦使用)はグリサホート系の農薬が残留しているおそれがあり、特に成長期の子供への影響は大きいと思われます。小学2年生の娘を持つ親として、食材は小学校入学以前より極力オーガニックなものを選んできましたが、給食では食材に選択の余地はありません。娘の代は仕方がなくても、将来の子供達にはオーガニックな給食になってもらいたいものです。 オーガニック給食を取り入れた事例としては千葉県いすみ市が有名です。いすみ市の給食のお米は地元オーガニック米100%で、お米以外にも地元オーガニックの食材を増やしているようです。他に、まちづくりの軸にオーガニックをとり入れた千葉県木更津市の事例も参考にしてください。 ※オーガニック(有機)は、化学農薬・化学肥料・遺伝子組換え技術を使用せず、第三者認証を必要とするしくみであり、わかりやすく安心を担保できるものです。</p>	<p>ご意見のとおり、農業の環境負荷軽減を図り、人にも環境にもやさしい持続可能な農業の一手法として、有機農業の推進に取り組んでいきたいと考えています。 また、農業の環境負荷軽減のために国が有機農業の普及拡大を進めていることや、他市で有機農業を推進し、その食材を学校給食に導入している事例があることは認識しているところです。 現在、本市の学校給食においては、残留農薬等が国基準値以下であることを確認するとともに、積極的に地場産農産物を取り入れているところです。 ご提案の学校給食への導入については、その食材の必要量確保が重要です。ついでには、本市での有機農業の推進状況や、学校給食に適した食材の必要量の確保、価格などを踏まえた上で、検討してまいります。</p>
10	59	16 農業の振興 4 市の取り組み④⑤⑥	<p>農家の共通の悩みは大きくわけて5つある。 1 いのししやアライグマの被害、 2 米の値段の下がっていること(前年と比べて今年は30kg2000円下がっている) 3 農業機械の高く更新が難しいこと 4 ほ場整備されていない田畑の維持 5 草刈の負担 ※草刈の負担は集落営農に作ってもらっても、オペレーターに作ってもらっても、最近では所有者の仕事になっている。高齢化しできなくなっており、集落営農やオペレーターに作ってもらくと1反に数万円支払うこととなり、大赤字になる。</p> <p>市の取り組み④⑤⑥は農家にとってはどちらでもよいこの次の事である。このページの主人公は農家と思う。だから④⑤⑥は外して、農家の共通の悩みに対応させる方がよい。「鳥獣害への対策支援」、「スマート農業の機械だけでない農業機械の更新の支援」、「ほ場整備されていない田畑の維持への支援」、「草刈の負担の負担軽減に対する支援」を入れるべき、農家の悩みに直接こたえていない。 ※三田の農業・農村・農地は米作りで維持されている。これから10年間も米作りでの維持をするしかない。スマート農業が本格導入され米作りの効率化が本当に図られている状態はここ10年では達成できない、時間がかかる。スマート農業が入るまでに潰れる兼業農家が多く出る。まずは安定継続した米作りを兼業農家ができるように行政の支援が早急に必要。 結論としては市の取り組みの④⑤⑥は外し、農家の共通の悩みに応える「鳥獣害を少なくする対策支援」、「(スマート農業の機械だけでない)農業機械の更新の支援」、「ほ場整備されていない田畑の維持への支援」、「草刈の負担の負担軽減に対する支援」といった市の取り組みを追加すべき。</p>	<p>ご指摘いただいた内容については、この計画においても引き続き支援が必要であるとと考えています。なお、総合計画は市全体で農業振興を進めるための方向性を示すものであることや、この計画で掲げる市の取り組みは、農業者の取り組みに加えて、農業の担い手の裾野を広げる取り組みについても必要と考えていますのでご理解をお願いします。</p>

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
11	59	16 農業の振興 4 市の取り組み⑥	<p>素案資料:P59⑥未来を担う三田の子供たちへの食育の充実 新鮮で安全・安心な地元産の農畜産物を積極的に活用した学校給食</p> <p>素案資料の上記部分に賛同いたします。 農業の環境負荷軽減を踏まえて、オーガニック(有機農産物)の一層の普及を目指して頂くことを希望いたします。そして、学校給食では、オーガニック(有機)の食材を使用することを強く希望いたします。 通常、お米はネオニコチノイド系の農薬、パン(外国産小麦使用)はグリサホート系の農薬が残留しているおそれがあり、特に成長期の子供への影響は大きいと思われます。小学2年生の娘を持つ親として、食材は小学校入学以前より極力オーガニックなものを選んできましたが、給食では食材に選択の余地はありません。娘の代は仕方がなくても、将来の子供達にはオーガニックな給食になってもらいたいものです。 オーガニック給食を取り入れた事例としては千葉県いすみ市が有名です。いすみ市の給食のお米は地元オーガニック米100%で、お米以外にも地元オーガニックの食材を増やしているようです。他に、まちづくりの軸にオーガニックをとり入れた千葉県木更津市の事例も参考にしてください。 ※オーガニック(有機)は、化学農薬・化学肥料・遺伝子組換技術を使用せず、第三者認証を必要とするしくみであり、わかりやすく安心を担保できるものです。</p>	<p>ご指摘のとおり、農業の環境負荷軽減を図り、人にも環境にもやさしい持続可能な農業の一手法として、有機農業の推進に取り組んでいきたいと考えています。 農業の環境負荷軽減のために国が有機農業の普及拡大を進めていることや他市で有機農業を推進し、その食材を学校給食に導入している事例があることは認識しているところです。現在、本市の学校給食においては、残留農薬等が国基準値以下であることを確認するとともに、積極的に地場産農産物を取り入れているところです。 ご提案の学校給食への導入については、その食材の必要量確保が重要です。今後の本市での有機農業の推進状況や、学校給食に適した食材の必要量の確保、価格などを踏まえた上で、検討してまいります。</p>
12	60	17 観光・交流・文化の振興 4 市の取り組み④	<p>3. 文化芸術について(対象ページ:60)</p> <p>私自身、三田市内の文化芸術団体の一員として三十年近く活動していますが、市民の価値観が多様化する中で、各団体に対して「主体的に持続可能な運営」を求めることはやむを得ないことと受け止めています。しかしコロナ禍で文化芸術活動は大きな制約を受けている上に、団体のメンバーはアマチュア、ボランティアで構成されているため、人材維持も厳しい状況であり、持続可能な運営を単独で目指すことが困難になってきています。計画では「④連携促進によるアクションプランの実践と支援～ネットワーク大作戦！～」の項で、新たなアクションプランを生み出し実践するとあり、大いに賛同します。関係者の一員として本件には積極的に参画、協力させていただく所存です。</p>	<p>この計画の「市の取り組み④」に賛同のご意見ありがとうございます。本件への参画、協力についてよろしくお願いします。</p>
13	61	18 まちの再生 4 市の取り組み⑤	<p>「市の取り組み⑤」の『地域経済を牽引する新たな産業集積地の創出』は、今後の三田市の財政力にも関わり、職住近接による雇用の増大を図るためにも重要です。企業誘致については、どのような分野でもいいということではなく、「心のふれあう田園文化都市」に即した分野の企業であり、『2050年に温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」』にも見合う分野の企業を誘致する必要があります。例えば、電気自動車に関連する電池や分品等を製造する工場やこれからのデジタル人材を雇用するようなデジタル関連企業の研究所や開発拠点などがあたると思います。</p>	<p>市としても、都市と農村が隣り合う魅力ある三田の環境を持続するためには、経済・社会・環境の各側面の調和に配慮しながら持続可能なまちづくりを進めることが重要であると考えます。企業の誘致にあたっては、市が目指すゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを踏まえつつ、先端技術を活用した産業と雇用の創出に取り組んでまいります。</p>

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
14	63	20 交通ネットワーク 4 市の取り組み⑤	<p>インフラを整えてきたとあるが、まだまだ改善の余地があると思っています。具体的には、テクノパークの92番道路は大変危険だと感じています。トラックの路駐、車幅減少があり、2車線あっても上手く活用されていないのが実態です。そのため、片側車線が空いた状態で渋滞したり、急激な車線変更を余儀なくされることがあります。中でも、三田西インター吉川線はいつも怖い思いをしています。三田市に向かう側はインター方面の左折専用と直進で分かれています。直進は、前が720に行くための右折待ちの車で詰まってしまうため、直進したい車も身動きが取れなくなってしまいます。</p> <p>そこで、インターへ行く左折専用を直進可にしていだけないかと思っております。また、三木市に向かう側はインター交差点通過後、車幅が減少するため、テクノパーク前交差点からの歩道側の車線が使われておらず、渋滞が起きています。また先の719で右折待ちが発生し、前も進まないため、動かなくなっています。これもインターへ向かう右折専用を直進できるようにし、三田西インター吉川線を2車線(片側右折専用)にしてはどうかと思います。</p>	<p>ご意見をいただきました2路線(三田西インター線及び三田西インター吉川線)については、両路線ともに兵庫県道であることから、道路を管理する阪神北県民局宝塚土木事務所に本ご意見をお伝えしました。宝塚土木事務所においても朝夕の通勤時間帯に当該路線で混雑が生じていることは理解されており、市といたしましても、当該路線の混雑解消について、これまでより要望等を行うとともに、相野駅からテクノパーク交差点を結ぶ市道下相野広野線の整備などを進めています。</p> <p>今回いただきましたご意見も含め、混雑解消に向け、県と連携を密にしその対策を検討してまいります。</p>
15	67	24 協働・共創のまちづくり	<p>第5次総合計画のは今後10年先の三田市のあるべき姿を具現化する、市民にとって孫の世代が安心して住み続けることができる三田市の未来図のプランが示されています。令和4年度から10年かけて、行政の各部署と関係団体とで具体的な計画が推進されます。</p> <p>また、三田市市政への市民参加条例が制定されて10年近く経過していますが、行政のトップダウンで推進してきた過去の総合計画ですが、これから10年間で、市民生活の多くの課題解決に市民との協働を進めるボトムアップの計画推進をご提案します。</p> <p>総合計画の推進を行政の各部門がプロデュースして、関連した関係団体が具体的な計画実践するなかで、「市民の責務」を果たす手始めに多くの市民活動団体の総合計画の具体的な計画(5W1H)への参画をご提案します。</p> <p>第5次総合計画を進める過程で、市民活動団体の300以上のグループが、ワークショップに参加して三田市の実現したいイメージや提案をされましたが、各グループの活動を拝見しますと、福祉、教育、健康環境保全、子育て、食育、コミュニティー作りなど幅広い社会貢献活動を独自に単独で、高度な専門的な活動を継続されて独自の方法で三田市の課題解決に貢献されています。これらのすぐれた能力を蓄積され、継続されているパワーを活用することで、市民参加型のボトムアップの計画推進が可能だと存じます。</p> <p>いままでの、ワークショップの内容の幅を広げて総合計画の実現に、市民活動グループが計画に参画を可能にする仕組みを作ることをご提案します。</p>	<p>この計画は、市民、事業者・団体等、市をはじめとした多様な主体の共創・協働によるまちづくりを進めることで、持続可能なまちを創ろうとするものです。</p> <p>ご指摘の市民活動団体等はこれまでから協働によるまちづくりを進め、市の課題解決と一緒に進めてきました。しかし、将来を見通しづらい時代の潮流の中では、これまでにない新しい価値や活力をもとにまちづくりを進めることが必要です。そのため、まちづくりの主体同士の多様性を認めつつ、対話と試行錯誤による「共創」のまちづくりを進めることが重要です。</p> <p>様々な市民活動団体のほか、事業者及び市は、総合計画に基づくまちづくりに協働して取り組む主体として対等なパートナーであると考えます。それぞれが特性を活かしながら、お互いの役割を補完し合う協働・共創のまちづくりを目標に据えて、地域・市民・事業者等の様々な提案や力を育て、つなぎ、活躍を促すための支援の仕組みについて、ご提案いただいた内容も参考に具体化するよう検討してまいります。</p>

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
16	67	24 協働・共創のまちづくり	<p>従来の行政と関連団体とのつながりを継続しつつ、広く市民活動団体に呼びかけて、新たに連携をして幅広い市民の方々と一緒に、総合計画を分担して計画推進をすることをご提案します。行政は豊富で高度な知識を備えた人材と情報と予算をもとに、総合計画の推進プロデュース役をご担当いただき、計画実現の実働のために関連機関との新たに連携した市民活動団体との計画推進のPDCAの推進の支援をいただくことで、行政と関連団体と市民活動グループとの協働関係が始まると考えます。</p> <p>次世代を担う、高等学校の学生の方々も巻き込んで、若者の感性とアイデアと若い力で、若者が活躍して楽しめる未来の街作りに参加を促す仕組み作りも必要だと考えます。</p> <p>3年ぐらいの期間をテストで計画推進モデルを作って、行政と関連機関と市民活動グループとの協働関係を作り上げることから始めることもご提案します。従来のワークショップに加えて、一緒に協働して計画を具体化することで、市民の責務の意識を普及させることがわが街のふるさとを三田を市民が共有することができるかと存じます。</p> <p>また、副次的な効果として、計画を実現するための協働が、市民と行政の方々のOJTの訓練にもなり、行政と市民との信頼関係の構築に役立ちます。</p>	<p>現在、各地域において地域担当職員を配置し、市内各小学校区の地域のプロデュース役として取り組みを進めています。こうした経験を活かすとともに、基本計画に掲げる市民活動推進プラザのコーディネート機能等を充実させていくことで、本市の共創のまちづくりを推進してまいります。</p> <p>また、前項No.15でお答えした支援制度については、若者を含めた多様な市民・主体からの小さな提案を受け止めて多様な協働の力で育て、人・地域・まちをつくるプロジェクトとして活躍を促す仕組みについて、ご提案いただいた内容も参考に、具体化するよう検討してまいります。</p> <p>運用開始後も実績や随時のご意見を踏まえながら不断に改善をはかり、協働・共創のまちづくりを支える仕組みとしてさらなる成長を目指して行きたいと考えています。</p>
17	67	24 協働・共創のまちづくり	<p>私の未来の三田のイメージを下記いたします。</p> <p>豊かな自然の幸と資源を生かした、衣食住の自給をめざして安心できる、地域内の職住があり、ITC技術の活用で、広域での総合医療、在宅医療、福祉と年齢を問わない教育環境が整った中で生涯現役で活躍できる地域内ネットワークと仕組みが生活を支えて、先祖から私たちが育まれている思いやりとやさしさがあふれる、心豊かでゆったりと暮らせる三田を実現したく存じます。</p>	<p>緑豊かな自然や新鮮で美味しい地場産品をはじめとする本市の魅力や、充実した教育環境のもと、誰もがいつまでも学び、活躍できるまちの実現など、この計画で目指すまちのイメージを明記いただいております。これらは、まさしく基本目標である“「ひと」×「まち」×「さと」が織りなす未来 三田”と整合するものと考えます。ご意見を参考に、基本目標の実現に向けて取り組みを進めてまいります。</p>
18	68	25 行政経営 1 10年後に目指したい将来像	<p>「市民の目線」という一言が基本計画に盛り込まれたのは画期的なことと思います。いち市民としての感想ですが、これまでは「行政の立場で、市民のためを思って」いろいろな判断がされていたように思います。「市民のため」という発想では、本当のニーズを満たしていない可能性があります(為政者の思い込みや常識＝バイアスを払拭できない)。「市民の目線」ということは市民の立場からの視点ということで、まさに正真正銘のニーズを掘り起こすこととなります。今後は「市民のため」から「市民の目線で、市民の立場で」＝「市民中心の市政」の実現を願っております。</p>	<p>今後とも多種多様な市民ニーズに適切に対応していくため、市民の立場を念頭に進めてまいります。</p>
<b>【対応(案)】ご意見としてお伺いします</b>				
19	1	基本構想 1 総合計画と三田市のまちづくり (1) 総合計画策定の趣旨	<p>「(1) 総合計画策定の趣旨」に反対です。</p> <p>・「本格的な成熟期」が意味不明であり、「策定の趣旨」が分かりません。後述する「基本構想素案」では、「没落の三田市」になることは明らかです。「人口減少においても活力ある」は誤りです。他都市から希望をもって移住され「住民自治が伸張され、人口が増加する街づくり」が必要です。</p>	<p>「本格的な成熟期」とは、人口減少が進む状況にあっても、1人ひとりの生き方や考え方が尊重され、互いに多様性を認め合い、共に支え合い、心の豊かさを実感できる時代を意味しています。そうした時代において、まちの活力を維持し、または高められるまちづくりを進めるための方向性を示すのが第5次総合計画の策定趣旨です。一方で、本市は人口減少に直面する状況にもあることから、移住・定住施策を積極的に推進する等、人口施策にも取り組んでまいります。</p>
20	1	基本構想 1 総合計画と三田市のまちづくり (2) 総合計画によるまちづくりのあゆみ	<p>「(2) 総合計画によるまちづくりのあゆみ」は現状とマッチしていないので反対です。</p> <p>・評価が面的で、市議会で素案が討議されていないのではないのでしょうか。総括は何年もかけて、多くの住民参加のもとですべきです。</p> <p>・三田市の現状と実態が総括とずれています。</p>	<p>市としては、現状と整合しているものと判断しています。</p> <p>なお、市議会には、現在並行して素案の審議をお願いしています。また、総括は、毎年実施している三田市行政評価条例に基づく外部有識者による行政評価の結果を踏まえるとともに、有識者や市民の皆様で構成する三田市総合計画審議会でも審議いただいているところです。</p>

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
21	3	基本構想 1 総合計画と三田市のまちづくり (3) これまでのまちづくりの成果と課題	「(3)これまでのまちづくりの成果と課題」は、現状と乖離しており、成果や課題になっていないので、反対です。	市としては、これまでの総合計画に基づくまちづくりの成果と、第4次総合計画の検証による課題を列記しており、とりわけ、後者の検証による把握については、毎年実施している三田市行政評価条例に基づく外部有識者による行政評価の結果を踏まえたものである点からも、現状と乖離しているとは認識していません。
22	4	基本構想 1 総合計画と三田市のまちづくり (3) これまでのまちづくりの成果と課題	ウの「都市近郊農業促進のため、農産物のブランド化や農業の担い手確保等に一体的に取り組むほか…」とあるが国連が推奨する「家族農業、小規模農業による多品種生産」で食料の安定供給と安全性を確保することは、農業による食料自給率の向上と消費者への安全な食料提供という大切な観点が大切。しかし、「農産物のブランド化」は、農業を「産業」という位置づけが強く、市民の食糧確保の観点が低くとらえられている。「ブランド化」の視点の転換が、SDGsの観点からも必要である。さらに、農業の担い手は、その地域に住んで生活しながら「農業ができる」視点が重要。その点で、子育て・教育ができる環境づくりが必要であり、現在市が進める農村地域で子どもや人口減少に拍車をかける「幼稚園・小学校・中学校の統合再編」、保育行政の在り方は抜本的な見直しが必要である。	ご指摘のとおり、食料自給率の向上と消費者への安全な食料確保のためにも、持続的な農業を維持できる体制づくりや新たな担い手の育成が必要と考えています。また、農産物のブランド化は、生産者の所得確保につながり、安定した経営基盤によって食料の安定供給に寄与するとの考えから、必要な取り組みであると考えています。また、スマート農業の取り組みや農業収益の向上、半農半Xなど新たな働き方を農村で実現することで、若者等が農業や農村に魅力を感じ、若者の転出抑制、UIターンなどにより農村地域の活性化が図れるものと考えています。ご指摘の幼稚園・学校再編の取り組みについては、農村地域の子育て環境の向上や学習環境の保障を目的に行うものであり、農村地域の活性化を後押しする取り組みと考えています。
23	6	基本構想 2 計画の構成と期間	①「(1)計画の構成」にある「三田市の将来像」が誤っていますので、市民と市が共有できませんので反対です。また、「基本計画」が、市民、事業者・団体等、市とに分類されていることも、下記(No.45)で指摘していますように誤りですので反対です。 ②「計画の期間」も、市長の任期に合わせて4年間毎でよいので、反対です。	ここでは「基本構想」と「基本計画」の考え方や方向性について、三田市まちづくり基本条例第28条の規定をもとに示したものです。市としては、内容に誤りはなく、また、①でご指摘の将来像や分類についても誤っているとは認識していません。②でご指摘の計画期間については、今後10年間のまちづくりを見据え、社会経済情勢等の変化に応じ、前期5年で中間見直しを行う現行の計画期間が適切であると考えます。
24	6 ～ 29	基本構想 3 計画策定の背景	①「(1)三田市の特徴」の中の「人口推計」「まちづくり人口」が誤っています。三田市が憲法と地方自治法に基づく豊かな政策を実施すれば大きく異なります。「背景」が誤っているため「計画策定」が意味を持ちません。 ②「(2)アンケート等に見る三田市の現状及び課題、将来への思い」は、アンケート自身が誘導された項目に基づくもので、信ぴょう性がありません。 ③「(3)社会潮流」は、新自由主義政策に基づく現状などを基本にしていますが、時代遅れで誤っています。コロナ感染症により、あくなき利潤追求による自然破壊、格差拡大、自己責任論など新自由主義政策からの見直し、決別が世界的に進行しています。古い新自由主義政策に基づく「三田市への影響」でなく、世界的な現状を踏まえた内容に変更すべきです。	「人口推計」は、兵庫県将来推計人口(2015～20年)に準拠して推計したものです。また、「まちづくり人口」は、これまでのまちづくりとの整合性を図りつつ、まちの活力を維持する上で望ましい人口規模を表したものです。いずれも統計数値等をもとにし根拠ある推計等であると考えています。アンケートやワークショップは、総合計画を「共に創る」策定プロセスのもと、市民参加の一つとして一般的に妥当と判断される方法により実施したものです。この計画策定の有用なデータとして活用させていただいています。社会潮流は、今日の日本を取り巻く社会情勢への対応として6点を掲げるとともに、それぞれに対する三田市への影響を記しています。「SDGs」や「2050年カーボンニュートラル」などの世界的な取り組みを含め、今後のまちづくりの方向性を示したものです。
25	27	基本構想 3 計画策定の背景 (3) 社会潮流	ウの囲み「三田市への影響」にある「さんだ里山スマートシティ構想」について、国が進めるデジタル化に呼応してすすめるデジタル化の問題点(税金で集めた市民の個人情報の民間活用、情報管理の在り方)は、解明されておらず、プラットフォーム会議傍聴していても、出席者の問題意識が低く、危険を感じている。抜本的な見直しが必要である。	三田市における個人情報の取扱いについては、デジタル化やスマートシティを進めるうえでも変わることはなく、三田市個人情報保護条例その他の関係法令に基づき適切に取り扱ってまいります。スマートシティサービス提供にあたって利用者の個人情報を収集する場合には、収集の目的、利用方法について同意を得ることを原則とし、三田市個人情報保護条例等に規定がある場合を除き、市が保有する個人情報を本人の同意なく第三者、民間企業などに提供することはありません。また、情報管理についても適切なセキュリティ対策を講じてまいります。



No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
26	27	基本構想 3 計画策定の背景 (3) 社会潮流	エのローカル経済の振興で、「一億総活躍社会・・・期待されています」について、「一億総活躍社会」そのものの考え方が社会保障や地域社会の在り方を壊すものとなっており、無批判に国の言葉をそのまま使うことは地方自治のあり方からも見直しが必要である。また、「期待されています」とあるが、誰が期待しているのか？ 期待するのは、行政ではないでしょうか？	この項目では、デジタル技術の進展等によるローカル経済のあり方の変化のほか、副業の解禁等による都市部の人材の地方でのビジネス展開等の流れが、一般社会において、超少子高齢化社会を迎える諸課題を解決する糸口になると期待されていることを意図したものです。
27	29	基本構想 3 計画策定の背景 (3) 社会潮流	力の囲み内の「三田市への影響」にある「地域間または自治体間の連携による公共施設の確保等についても検討・・・」とあるが、漠然としすぎている。連携による公共施設の確保等とは何でしょうか？	人口減少下におけるこれからのまちづくりにおいて、図書館や運動施設等の公共施設や行政サービスの利用など、様々な行政運営について、デジタル技術の進展や住民サービス向上の観点からも、市域を超えた広域的な連携に取り組むことを意図しています。
28	30	基本構想 4 第5次総合計画におけるまちづくりの基本方向等	(4)「4 第5次総合計画におけるまちづくりの基本方向等」 既述のように「社会が大きく変革する時代」を取り違えていますので、この「基本方向等」もすべて撤回を要請します。	上述(No.24)のとおり、社会潮流を含め、今日の日本を取り巻く社会情勢を中心に記載したものであり、市としては変更が必要と判断していません。
29	30	基本構想 4 第5次総合計画におけるまちづくりの基本方向等 (1) まちづくりの基本目標	「まちづくりの基本目標」の「ひと」×「まち」×「さと」が織りなす未来 三田とある、「さと」の定義が不明確。言葉遊びは慎んでください。文中中ほど「良質な住宅地や都市機能を整備しました」とありますが、整備されたのはニュータウン地域だろうが、そのことを指しているのでしょうか。しかし、市民が住み生活の場は、ニュータウンばかりではない。このような見方は市域全体を見通した表現としては、適切ではない。さらに、「住みよく魅力的なまちをつくってきました」とあるが、これは行政による行政自身の一方的な評価ではないでしょうか？	本市の魅力は、「ひと」、「まち」、「さと」です。「ひと」は本市に関わる多様な人財、「まち」は良質な住宅や都市機能、まちの歴史、「さと」は里山をはじめとした生活に密接に関わる自然や生活の匂いをそれぞれイメージしています。こうした魅力は、市全体を通じた魅力であり、特定の地域を指したものではありません。また、記述内容については、市民意識調査や市民ワークショップを通じて得た市民が感じているまちのイメージをもとに作成しています。
30	30	基本構想 4 第5次総合計画におけるまちづくりの基本方向等 (1) まちづくりの基本目標	この文章には、字句の誤謬もあり、杜撰であること明らかです。「『ひと』×『まち』×『さと』が織りなす未来 三田」していますが、このようなコラボ風の表現は、憲法と地方自治を蔑ろにする方式です。「ひと」でなく「主権者」である市民であり、市民が主権を行使できる「まち」であり、自然と調和でき生かした未来を描かねばなりません。	この基本目標は、「ひと」、「まち」、「さと」といった本市がこれまでまちづくりの中で大事に培ってきたそれぞれの要素を「足し算」として単に足し合わせるだけでなく、掛け合わせることで、まちの未来を切り拓くさらなる相乗効果が生み出されることを意図したものです。こうした新たな活力が、市民一人ひとりが住み続けられ、まちとさとが共生する魅力あるまちづくりを進めることにつながるものと考えます。
31	31	基本構想 4 第5次総合計画におけるまちづくりの基本方向等 (2) めざすまちのイメージ	「(2)めざすまちのイメージ」は、誘導された市民投票で決めるのではなく、憲法と地方自治を実現し、充実させることが公権力の責務ですので、この項目は必要ありません。	この計画の「共に創る」策定プロセスのもと、気軽に参加できる、さらにはこの計画を身近に感じてもらう手法の一つとして市民投票を実施したものです。期間中に約5,000人にご参加いただくなど、市としては、多くの方々の賛同を得られたものと判断しています。
32	31	基本構想 4 第5次総合計画におけるまちづくりの基本方向等 (3) まちづくりの視点	「(3)まちづくりの視点」が、既述の新自由主義や岸田内閣が標榜する「新しい資本主義」に沿うものであり、市民の実態とは相容れません。すべて撤回を要請します。	「まちづくりの視点」は、「誰ひとり取り残さない」「持続可能」「パートナーシップ」というSDGsが目指す理念を、総合計画によるまちづくりの視点として活かすものです。本計画は、共に創る策定プロセスのもと、市民意識調査や市民ワークショップ等を通じて市民意見を盛り込んでおり、本市の実態が反映されているものと認識しています。

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
33	31	基本構想 4 第5次総合計画におけるまちづくりの基本方向等 (3) まちづくりの視点	「(3)まちづくりの視点」のそれぞれの文章で、この項目全体が主語があいまい。社会(市民)の責任をにおわせる文章となっています。それぞれの文章の「主語」を明確にしてください。 「(3)まちづくりの視点」のなかで、国際連合の策定したSDGsについて言及しており、「第5次総合計画によるまちづくりの理念と通ずるほか、・・・相互に共通しています。」とあるが、言葉の表現としては、共通しているようですが、実態が果たして現在の行政の認識や取り組みからして、言葉だけが躍っているようです。ここは、「相互に共通できるよう、常に努力していくことが行政に求められています。」と変更してはどうでしょうか？	第5次総合計画は、市民、事業者・団体等、市といったまちづくりに関わる多様な主体が、それぞれにできることを担い、相互に支え合いながらまちづくりを進めていくことを主眼としています。なかでも、SDGsは持続可能なまちづくりを進めるうえで重要な理念ととらえ、まちづくりの視点としてまとめています。 SDGsは多様な主体のパートナーシップにより、様々な課題を解決することを重要視しています。そのため、まちづくりの主体が市のみであるかのような記載はなじまないと考えます。
34	31 ～ 32	基本構想 4 第5次総合計画におけるまちづくりの基本方向等 (3) まちづくりの視点	アの最下段の「また、社会的孤立など社会環境の変化や・・・社会状況を生み出しています。」とあります。この文章の主語は何でしょうか？ 前の文章の延長で見ると、「社会」(ここでは、行政の責任が回避され、個人々の責任)を主語と読み取れます。こうしたあいまいな表現ではなく、行政が策定する文章には「行政の責務」を明確にする必要があります。したがって、ここでは「また、三田市では行政の責務として・・・失わせるような社会状況を生み出さない不断努力で取り組みます。」とするべきではないでしょうか。次のパラグラフの最後に「支え合えるまちづくりを進めます」とあるが、市民同士の心の内面までコントロールするようなことではなく、行政の責務として、「まちづくりの視点」を明確にしてはどうでしょうか。	第5次総合計画は、市民、事業者・団体等、市といったまちづくりに関わる多様な主体が、それぞれにできることを担い、相互に支え合いながらまちづくりを進めていくことを主眼としています。まちづくりの視点は、それぞれの主体がまちづくりを進めるうえでの指針にもなるものであり、特定の主体である市の責務だけを記載することはなじまないと考えます。なお、この計画に基づく各施策において、市の取り組みを明記しています。
35	32	基本構想 4 第5次総合計画におけるまちづくりの基本方向等 (3) まちづくりの視点	イの中ほど「いつまでも住み続けられるまちの活力を維持するため、選択と集中により・・・」とあります。「選択と集中」は、この間政府が進めてきた「効率優先」の考えであり、行政がなすべき責務の取り違えとなった言葉ですね。森市政となって明確な個々の目的を示さず、この言葉で切り刻んできた財政の在り方の結果、歪が生じ、一方で「ため込み＝基金」の上積みが進められています。このパラグラフでは少なくともこの行そっくり省略していただきたい。 ウの「パートナーシップで取り組む未来のまちづくり(共創)」とあるが、「共創」という新しい言葉を使用していますが、これまで使用してきた「協働」のまちづくりとどのような違いがあるのか？ 敢えて「共創」とカッコ付きで表記する必要はないと思います。削除していただきたい。	人口減少、少子高齢化の影響から、今後、歳入の減少が見込まれる一方で、社会保障経費やインフラ・公共施設の適正な維持等にかかる費用が増加し、財政的な制約が一層強まります。本市が将来にわたり住み続けたい魅力と活力を保つには、限られた財源をより有効に活用して実質的な行政サービスの水準を支えるとともに、市民生活を支える都市基盤整備のための大規模投資等の実現に向けて着実な備えを行う必要があります。そのため、将来予測される財政需要からは決して十分とは言えない本市の基金(貯金)の現状を踏まえ、各年度の健全な財政運営努力の結果として決算剰余金が生じた場合には、これを適切な基金へ積み立てているところです。近年の基金残高の増加は、むしろ次世代につなぐまちづくりの取り組みの適正な結果です。 続いて、本市は、市民、事業者、団体等、市が力を合わせ、互いの特色を活かしてまちの課題解決に取り組む「協働」のまちづくりを進めてきました。一方、変化が激しい、複雑多様な社会情勢の中では、明確な答えを見つけることも難しい状況であり、様々な主体間の対話や試行錯誤を通じて、新たな活力や価値の創造等を図ることが望まれます。こうした主体間の一連の取り組みを「共創のまちづくり」と呼ぶものです。協働と共創のまちづくりを組み合わせたことが、これからのまちをつくるものと考えております。 いずれの項目も、記述内容は変更せず維持させていただきます。
36	33	基本構想 4 第5次総合計画におけるまちづくりの基本方向等 (4) まちづくりの取り組みの内容	「(4)まちづくりの取り組みの内容」は、「基本目標」が誤っていますので、この項目はすべて撤回を要請します。「施設体系」の6つの柱も、憲法に規定された公権力の責任放棄であり、地方自治法の役割放棄です。	上述(No.30)のとおり基本目標に誤りはないと判断しています。施策体系の6つの柱についても、基本計画を構成する各施策を、基本目標をベースに分類し、それぞれが目指すまちの方向性を示したものです。それぞれの施策は、市民、事業者・団体等、市がそれぞれできる役割を担いながら進めますが、市がとるべき責任と役割はしっかりと果してまいります。

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
37	34	基本構想 4 第5次総合計画におけるまちづくりの基本方向等 (4) まちづくりの取り組み内容	<p>「“三田らしい”活力と交流のあるまち ～にぎわいづくり～」とあるが、「三田らしい」とは何ですか？ 行政の手法として、他行政との「差別化」を求めがちですが、{～らしい}といったあいまいな表現、や「男らしい」「女らしい」などと同じようにジェンダー平等・人権問題として、わざわざ「行政が率先して差別を生む言葉」を使うのはやめたほうが良い。</p> <p>文中の「三田で活躍し」とあるが、交流人口を増やす目的としてこの言葉が使われているようですね。しかし、農業分野で日々の農業管理では、とくに小規模農業(三田市内では何十ヘクタールといった規模が困難)を活かすことが大切であり、実際に農村に住んで営みをするのが適切だと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>『まち』の基盤が整い、暮らしやすいまち ～快適づくり～とあるが、基本構想などで、「まち」というひらがなをどのような意味合いで使っているのでしょうか？ この「まち」には、農村が含まれていないようですね。農村の自然環境と市街地・ニュータウンとの調和を前提という意味で使われているとしたら、問題です。「快適さを感じられる」のは市街地・ニュータウンだけでよいのでしょうか？ 誤解(ではないのかもしれませんが)を生むこの表現では、「交通ネットワーク」そのものが、ボランティアを主体(市が求めている「共創」)が年齢的(退職者を中心とした人たちの年齢が、年金支給年齢の引き上げで、高齢になっても働かねばならない現実からして、こうした方々のボランティア主体の考え方を改める必要があるのではないかと。</p>	<p>「“三田らしい”活力と交流のあるまち ～にぎわいづくり～」という施策の柱は、基本目標にある「ひと」「まち」「さと」といった本市の3つの魅力の掛け合わせによる、三田ならではのにぎわいづくりを目指すものです。ご指摘のあいまいさや差別を意識したのではなく、市としては、むしろ三田の魅力を際立たせる表現として用いるものです。</p> <p>また、農業に対するご指摘については、喫緊の課題である担い手不足の解消に向け、農業体験など農業の裾野を広げる取り組みに加え、移住支援や空き家等の情報提供を組み合わせ、活力ある農村を創出してまいります。</p> <p>最後に、「まち」は、本市の都市基盤や都市機能を意味する言葉として用いています。『まち』の基盤が整い、暮らしやすいまち ～快適づくり～という施策の柱は、地域特性に応じた土地利用を前提に計画された都市基盤の整備や都市機能を確保することで、三田を住みやすいまちにしていくことを趣旨としています。ご指摘の交通ネットワークの取り組みにおけるボランティアの活用については、将来的な持続性に課題があると考えており、持続可能な体制づくりについて、今後検討を進めてまいります。</p>
38	35	基本構想 4 第5次総合計画におけるまちづくりの基本方向等 (4) まちづくりの取り組み内容	<p>ウの『ひと』『まち』『さと』を活かしたまちづくりの2つの手法として、示されており、①「人口確保に取り組む」とあるが、農村地域の幼稚園・小学校・中学校の統廃合を進め、保育所建設を拒否つづけては、持続可能な農村地域はその目的どころか、人口減少を招くことはあきらか。歴史や他の地域の実情をしっかりと行政として検証してはいかかがか。ここに書かれたことを目指すのであれば、「農業の活性化や持続性」とは逆行する「選択と集中」のこれらの統廃合は中止すべきではないか。</p>	<p>「望ましい集団規模」を確保することで、幼児教育を充実させ、持続可能なものとするためには、市立幼稚園の集約が必要です。これにより、農村地域の共働き世帯にとっても、子育てしやすい環境を創出できるものと考えます。</p> <p>また、学校教育においては、多様な他者との協働的な学びや、子どもどうしが「学び合い、高まり合える」質の高い教育環境を創ることが必要であり、そのため、ある程度の学校規模(学級数、児童生徒数)を確保するための集約が必要です。これにより、市内のどの地域に居住していても子どもにとってより良い教育・保育環境を保障するとともに、住み続けられる地域づくりに資するものと考えます</p> <p>それぞれの再編計画をしっかりと推進することで、居住する地域の環境にとらわれない住み続けられる地域づくりを進めるとともに、子どもの健やかな育ちと子育て世帯への支援の充実、また、農業や産業の振興、移住・定住の促進等に取り組んでまいります。</p>
39	35	基本構想 4 第5次総合計画におけるまちづくりの基本方向等 (4) まちづくりの取り組み内容	<p>②「デジタル技術を活かしたまちづくりの推進」デジタル技術の活用は、活かし方では市民生活を豊かにすることが十分ある。しかし、一方での危険性は既にくらでも指摘をされている。</p> <p>なかでも、マイナンバーカードへ様々な行政施策推進に個人情報をつなぐことが、「市民の利便性」よりも「行政の利便性」が格段に高いことは、行政自らが認識しているとおり。この項目の内容そのものに慎重であっていただきたい。</p>	<p>マイナンバーカードには大切な個人情報が入っていないほか、オンライン利用時は電子証明書をを用いるなど、様々な安全対策が施されており、オンライン上で安全かつ確実に本人であることを証明できるカードです。市民の利便性向上に資するものとして、市役所に来庁せずに行政手続きを行うためには必要なツールであると考えています。</p>
40	36 ～ 39	基本構想 4 第5次総合計画におけるまちづくりの基本方向等 (5) 土地利用	<p>「(5)土地利用」も企業優先の計画であり、反対です。もっと市民が豊かに、快適に生活できるような住民本位の政策や計画に変更すべきです。</p>	<p>土地利用の面からも、これまでのまちづくりで培ってきた成果と、本市の魅力である「ひと」「まち」「さと」を活かしたまちづくりを進めてまいります。土地利用の目標に「①豊かな里山とひと・まちとの共生がなされていること」、「②市域全体が、活力にあふれ、安らぎを享受できること」、「③これらを次世代に引き継いでいくこと」を掲げており、ご指摘の企業優先との認識はなく、市としては、現状の内容を維持させていただきます。</p>

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
41	39	基本構想 5 三田版総合戦略の推進	<p>(5)「5 三田版総合戦略の推進」 「戦略」という「戦術・作戦」でなく、地方自治法に基づき、住民自治に基づく都市計画でなくてはなりません。基本的な観点が誤っています。 ①「&lt;背景&gt;」が誤っており、これでは、既述のように「没落の三田」になりますので、憲法と地方自治法に基づく内容に変更することを要請します。 ② それぞれの「総合戦略の検証」が恣意的ですので全文書き換えを要請します。「主権者」である市民にとってどうであったのかの視点で検証すべきです。つまり、住民自治がどのように伸張したのかという観点で検証すべきです。 ③「地方創生に関する政策パッケージ」となっておりません。実態や現状と乖離し、「主権者」である市民が置き去りにされ、住民自治が壊され、「没落の三田」になる「政策パッケージ」ですので、全面撤回を要請します。</p>	<p>①の背景は、三田版総合戦略のこれまでの経過と今後の進め方の方向性を記したものです。 ②の検証は、地方版総合戦略が地方創生に主眼を置いたものであり、同戦略に定める成果指標に沿って適切に行うとともに、総合計画審議会の審議を踏まえた客観性のあるものとなっています。 ③の「地方創生に関する政策パッケージ」とは、基本計画を構成する諸施策から、移住・定住など地方創生に関する事業を抽出しようとするものです。市としては、ご指摘の実態や現状との乖離などといった認識はなく、現状の内容を維持させていただきます。</p>
42	全	総合計画全般	<p>1. コロナ禍による社会・行動変容の計画への反映について(対象ページ:全般) 計画全般の記載において、コロナ禍が市民生活等にどのような影響を与えたかについての記載はありますが、コロナ禍による社会や市民の行動変容を計画にどう反映させていくかの考え方が見えません。計画に織り込めていないことについてはやむを得ない面があると理解しますが、今後その影響を計画にどのように反映させていくかの方針は示すべきと考えます。</p>	<p>コロナ禍がもたらした新しい生活様式に代表される価値観や行動の変化は、新たな社会潮流として基本構想に明記しています。具体的には、社会潮流が与える本市への影響と対応の方向性として、都市と農村が近接する郊外型都市としての再評価が期待され、新しい生活様式等に対応するまちづくりの推進により、新たなまちの魅力の創造、移住・定住促進に資することが期待されるなどの記載をしています。これを受け、基本計画の「7 若者が集うまち」をはじめ各施策における取り組みとして反映させています。</p>
43	44 ～ 68	基本計画	<p>『ひと』のチカラを育み、生きるまち、～輝く人づくり～の見出しが誤っています。公権力(国や自治体など)が、「人づくり」を標榜することは、市民の人格破壊であり、憲法に違反しています。市民は「主権者」ですので、権利行使の主体であって「人づくり」されるものではありません。 「チカラを育み」「生きる」ではなく、権利行使ができる「まち」にすべきです。市の役割が憲法と地方自治法に反しています。 基本計画素案は、SDGsのようなバックキャスティング方式を取ろうしていますが、その方式が誤っています。バックキャスティングとは、未来の進んだ状況を述べ、現時点の問題点を明確にして、実行の年次計画を明らかにする方式です。基本計画素案の形式は、全く偽りで、バックキャスティング方式になっていないので、全項目について反対です。市は、各種の解説書をもう少し学習し直し全項目を修正する必要があります。従って基本計画素案の撤回を要求します。 (1)基本計画素案の「3 10年後に目指したい三田の状況」(以下、「10年後に目指したい」)の内容自体が、公務員が擁護しなくてはならない憲法や地方自治法の原則や条文に反し、「未来の予想」になっておりません。そして、バックキャスティング方式が適応できません。「10年後に目指したい」を憲法や地方自治法の原則や条文に沿った内容にすべて書き換えることを要求します。</p>	<p>施策体系の6つの柱は、基本計画を構成する各施策を基本目標をベースに分類し、目指すまちの方向性をそれぞれ示したものです。ご指摘の『ひと』のチカラを育み、生きるまち～輝く人づくり～は、まちづくりへの参画を通じ、子どもたちが未来に活躍する人となることに資する施策をライフステージごとにまとめた基本目標です。 基本計画素案は、本市が将来に抱えるリスクを認識し、それを避けるために目指したい三田の状況を掲げ、その実現のための取り組みを記載するバックキャスティング型の計画です。具体的な実行年次等については個別計画へ委ねる等の対応をしています。 「2 10年後に避けたい三田の状況」は、統計などの客観的な資料や市民意見も参考にしつつ、検討、構成したものです。本市が将来に抱えるリスクを避けるためにありたい姿を、「3 10年後に目指したい三田の状況」に記載しています。 いずれの項目も、ご指摘のような憲法や法令に反する等もないため、現状の内容を維持させていただきます。</p>
44	44 ～ 68	基本計画 2 10年後に避けたい三田の状況	<p>「2 10年後に避けたい三田の状況」(以下、「10年後に避けたい」)は、「10年後に目指したい」を反対の言葉で言い換えているだけです。バックキャスティング方式になっておりません。 現状はどのような状況にあるのか、またなぜ改善しなくてはならないのかを記述し、年次方式で改善の方向を述べなくてはなりません。「10年後に避けたい」をすべて書き換えることを要求します。</p>	<p>「2 10年後に避けたい三田の状況」は、客観的なデータ等に基づく三田の現状を把握したうえで、社会潮流の影響を受けることで考えられる10年後に避けたい三田の状況を想定しようとするものです。「3 10年後に目指したい三田の状況」と比較することで、理想と避けたい姿とのギャップを課題として認識するものであり、今後想定されるリスクを共有する意図もあります。 なお、市としては、全体的な記述の表現について工夫を検討したいと考えますが、項目そのものは、維持させていただきます。</p>

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
45	44 ～ 68	基本計画 4 取り組み	<p>「4 取り組み」で、「市民」、「事業者・団体等」、「市」との分類について ①「市民」は、憲法で「主権者」ですので、協力要請の記述にしなくてはなりません。市民に生活や行動・「意識」変容を迫る記述は、憲法の第11条、第14条、第13条、第18条、第19条、第23条、第25条、第26条などに違反していますので書き換えが必要です。</p> <p>②「事業者・団体等」 「事業者」と「団体」とは、全く異なる概念であり、ひとくりにするのは誤りです。「事業者」には、各種法令の遵守と違反の時の行政指導が必要であり、「団体」は、それぞれの団体の規約に基づいて活動を行っていますので、その団体への活動についてあれこれと指示することは公権力による不当な介入になりますので、憲法上許されません。</p> <p>③「市」は、憲法と地方自治法の規定に従って、市の政策のみの記述にするべきです。「市民」や「事業者」「団体」への記述は不要です。</p> <p>④「5 成果指標」が誤っています。市の施策に対する市民の参加程度などを「指標」にしていますが、「主権者」としての「権利行使」(住民自治の伸張)度を指標にすべきです。</p>	<p>「4 取り組み」は、①の「市民」、②の「事業者・団体等」、③の「市」のそれぞれが、「3 10年後に目指したい三田の状況」を実現するために協力して取り組むことを表したものです。</p> <p>それぞれの主体に応じてまちづくりを進めることは、この計画の特徴の一つであり、現行の第4次総合計画に引き続き、この構成を維持させていただきます。</p> <p>なお、現在審議中の三田市総合計画審議会は、有識者のほか、市民委員や団体委員で構成しており、同審議会では、ご指摘のような議論はなく、むしろ、それぞれの委員の立場に応じ、自らができることを真剣に考え、積極的な意見をいただいたところです。</p> <p>また、④の成果指標は、「市の取り組み」を客観的に評価する指標を記したものであり、各施策の進捗状況を把握する点からも、現在掲げている各指標を維持させていただきます。</p>
46	44 ～ 68	基本計画の各施策	<p>左側の「2 10年後に避けたい三田の状況」の項目 ここに書かれている内容は、一体誰が考え出したのでしょうか？また誰の指示でこうしたのでしょうか？ こうしたことを書くこと自体「三田市役所丸ごと人権感覚が欠如」している。だから、このように市民を見下し、市民への「脅し」的な表現になるのでしょうか。全面削除を求めます！</p>	<p>「2 10年後に避けたい三田の状況」は、客観的なデータ等に基づく三田の現状を把握したうえで、社会潮流の影響を受けることで考えられる10年後に避けたい三田の状況を想定しようとするものです。「3 10年後に目指したい三田の状況」と比較することで、理想と避けたい姿とのギャップを課題として認識するものであり、今後想定されるリスクを共有する意図もあります。</p> <p>なお、市としては、全体的な記述の表現について工夫を検討したいと考えますが、項目そのものは、維持させていただきます。</p>
47	44 ～ 49	人権・共生のまちづくり 4 市の取り組み③ 学校教育の充実 4 市の取り組み④⑥	<p>三田市の教育において、人権は全く守られておらず、先生や職員は生徒・保護者・市民の「人権を守ってほしい」「誰もが大切にされてほしい」といった基本的な願いすらかなわない現状において、目標が高すぎ、絶対に達成不可能であると思います。まずは、現時点で人権が蹂躪されている三田市の教育を少しでも「人権に少しは配慮しようよ」という状況にするべきで、理想と現実のギャップが大きく、一体どうやったら実現できるのか、全く伝わってきません。まずは、「人権蹂躪は許さない」という態度を学校や先生に対して行うべきではないでしょうか。●●中学校において行われている男尊女卑教育、女性や生徒の人権を認めない担当教諭や教頭・校長、および日々教育活動について、多少は指導するべきだと思いますが、市が指導した、ということすら聞いていません。まずは、「母親が仕事をしてでも当たり前」「生徒の意見を受け入れて、部活を一日くらい休ませる」ということを認められる学校になってほしいです。現状は、「休みたいといっても一日も休ませてもらえない」「生徒の母親の携帯電話に緊急でない用事で連絡し、『家に電話してほしい』とお願いをしたら、『今は、家にかけても出ない家が多いので(私の家はちゃんと出ます)、親がパートの時間がいつなんか、先生である俺様にはわからない。だから、緊急連絡先に電話するのは当然だし、緊急連絡先である携帯に出れない時間があるなら、出なくていい』といったことをいう先生がいなくなしてほしいです。そして、ちゃんと謝る、ということを先生自らが率先して見せてください。先生は、保護者・生徒にとって「俺様」であり、「間違いは謝らない」であり、保護者・生徒からの申し出では「転動させることもない」という現状をちゃんと見てください。</p>	<p>三田市立学校では、三田市人権施策基本方針に基づき、教職員一人ひとりが自らの生き方の課題として人権意識を高め、使命感をもって人権尊重を基盤とした教育活動を実践するよう取り組んでいます。</p> <p>ご意見をいただいた中学校についても、ご指摘のような「男尊女卑教育」や「女性や生徒の人権を認めない」教育は行っていないことを確認しています。万が一、性別等による偏った教育や指導を行うようなことがあれば、すぐに是正するよう対応してまいります。</p> <p>部活動についても、休むことを認めず参加を強いるようなことがないよう、三田市中学校部活動ガイドラインに基づいた指導を徹底しています。</p> <p>また、学校は保護者へ連絡する場合、基本はご自宅や携帯電話へお電話させていただきます。お仕事等でお忙しい保護者が多いことは十分承知していますので、連絡方法やご都合のよい時間については、保護者のご意向を確認し対応するよう引き続き徹底いたします。</p> <p>三田市立学校では、「学校・家庭・地域」と連携した「開かれた学校」づくりを進めており、今後も保護者や地域社会と協働する中で、信頼される学校づくりに努めてまいります。</p>

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
48	44	1 人権・共生のまちづくり 4 市の取り組み①	「市の取り組み①」にある「誰ひとりとして取り残さない視点をもって・・・あらゆる施策を推進するとともに・・・」とあるが、庁内の部署によって数年前からこうした取り組みをしている部署がある。一方、「あなただけに特別にはできない」と、庁内でこの視点が共有できていない現状がある。「一緒に進めます」のではなく、「市が率先して進めます」とすべき。	総合計画によるまちづくりを進めるうえでの視点として、「誰ひとり取り残さない」というSDGsが目指す理念を活かすことを掲げています。また、「人権・共生のまちづくり」の施策でも、市の取り組みのうち「多様性を認め合い、包み支え合う共生社会の推進」の中で、「誰ひとりとして取り残さない視点をもって」と記述しております。業務の推進にあたっては、全体の奉仕者として公共の利益の増進に努めておりますが、ご指摘も踏まえつつ、誰ひとり取り残さない視点をもちながら、今後も業務にあたってまいります。
49	44	1 人権・共生のまちづくり 2 10年後に避けたい三田の状況B、4 市の取り組み②	市民に不安と不信と危機感をあたえる文字が気になります。広報では「10年後に避けたい三田の状況」がありました。「部落差別による結婚差別をはじめ、身元調査や差別落書き、インターネットを悪用した人権侵害など発生しています」市側では、部落差別・障害者差別などあらゆる差別解消の取り組みとして～差別につながる行為を抑止する取り組みを進めます。  問題点①解決すべき問題-立法事実があげられますが、三田市では、実情や「立法事実」が全く述べられていない=「地方自治法」違反で”反対”です。  問題点②「部落差別をはじめ」論は、「同和特別法」の最後の法律「地対財特法」が2002年3月末で終了したことを知らない「無知論」です。同和地区に対するマイナスのイメージの固定化につながり、問題の解決に有効とは考えられない。  問題点③「解放学級」を市の単独予算約123万円を使い実施し、意図的に部落差別を受けてきた地域を残し、市民に誤解や偏見を与えている。ただちに廃止すべきです。撤回すべきです。  修正意見①人権・共生のまちづくりの全般にわたって憲法の基本的人権の規定に従い、全ての人が自分らしく生きることができる民主的社会の実現を図る目的をもって市政をつくってください。	①三田市では、人権の取り組みとして、総合計画を具現化した三田市人権施策基本方針のもとに、部落差別、女性、外国人、障害のある人、高齢者、子ども、性的マイノリティ、犯罪被害者等を主な人権課題として取り組んでいます。令和2年度に実施した市民意識調査の結果では、人権を侵害された経験がある人の回答が18%あり、部落差別、女性、外国人など課題的な回答が少なからずありました。また、インターネット上の差別書き込みや、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷など新たな課題がある中で、今後においてもこうした課題の解決に向けた取り組みを進めてまいります。 ②部落差別については、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、部落差別の解決を三田市の重要課題として位置づけ、差別の現実がある限りその解決への取り組みを進めるという基本姿勢のもと、行政の主体性をもって差別解消への取り組みを進めてまいります。 ③差別は「する」側に問題があり、部落差別を受けなければならない地域など存在しません。一部の差別をする人たちが地域を線引きし、今もなお部落差別が存在しています。解放学級は、差別を見抜き、差別に負けない、差別を許さない力をつけるため、現在も残る部落差別をはじめとする様々な人権課題について共に学び合う場であることをご理解いただきたいと思います。 ④市政を進めるにあたって憲法は基礎となるものです。今後、互いの人権を尊重し、多様性を認め合い共に支え合うことにより、全ての人が自分らしく生きることができるよう共生社会の実現を目指し市政を推進してまいります。
50	45	2 地域で支えるまちづくり 4 市の取り組み①④	「市の取り組み①」にある「行政やまちづくり協議会等との・・・区・自治会の役割を整理し・・・」とあるが、「10年後に目指したい三田市の状況」を読んでも、①を読んでも、「まちづくり協議会」と「区・自治会」の行政としての位置づけが不明確。どのような位置づけからこのような指摘となったのかが分かるようにしていただきたい。このことが④に記されているが、まずはこちらが先ではないのか。	区・自治会はもとより、まちづくり協議会についても、地域特性等を踏まえた組織・運営のあり方を住民主体でデザインされるのが基本であると考えます。したがって、市としては、協働・共創の精神に基づいて地縁団体等との対等な関係づくりに向けた環境整備①が最優先課題と考えます。行政主導の制度整備となるご指摘の④は、地域住民の主体性を発揮いただけるよう、より多くの方の参画が得られ、かつ行政との関わりが必要最小限となる枠組みづくりを進めてまいります。

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
51	45	2 地域で支えるまちづくり 4 市の取り組み③④	地域づくりにむけた条例交付金制度の整備・まちづくり協議会への支援強化  問題点 交付金・補助金の包括化など 住民自治が地域づくりに協賛すれば、市の役目はお金(補助金)出資につきます。そんな行政は市の下請です。 修正 もっと行政が手腕をにぎり、ボランティアにたよらない行政をつくって下さい。地域社会の衰退につながります。	市が目標とする地域づくりは、地域の歴史・文化・特性を踏まえて、住民自身が住み続けたいと思える地域像を地域計画としてデザインし、その実現を行政だけではなく、市民活動や事業活動などあらゆる主体の力で支えてゆくモデルです。 ご指摘の包括的な交付金制度は、このモデルに基づく住民主体の地域づくりの原資として実現を地域から要望もいただいているものであり、市として積極的に推進してまいります。
52	47	4 乳幼児期の育ち 1 10年後に目指したい将来像	就学前教育・保育を通じて、子育て家庭と子どもの健やかな成長を応援・・・  問題点 公立幼稚園が統廃合されようとしていることを市民が知らないで良いのか。  問題点 保育サービス・・・といいながら、民間保育施設の定員弾力的運用支援・・・定員が決まっているのに30人の定員を35人入れている現状をどうみるのか。  問題点 市立幼稚園の再編による望ましい集団規模とは根拠がないことばである。望ましいとは何を示しているのか。集団規模の規模とは何を示すのか。具体的でない言葉は適さない。  修正意見 全般にわたり行政が取り組む問題であり、就学前教育をより豊かにする、親が安心して子育てができて安心して働けるよう、子育てを通じて保護者が両立できるまちにするのが、これからも取り組む課題です。	市立幼稚園の再編計画案については、令和2年8月に公表し、同年9月、10月及び令和3年6月にそれぞれ市内7か所で意見交換会を開催しました。また、令和3年8月、9月には希望者からの申し出による出張意見交換会を6か所で開催しました。こうした意見交換会の開催にあたっては、広報誌や市ホームページ、自治会回覧のほか報道機関へも情報提供するなど、再編計画案を市民の皆様にも周知できるよう努めてまいりました。 また、安全性の確保を徹底したうえで、民間保育施設における定員の弾力的運用を実施しており、ご指摘のような安全基準をないがしろにするようなことはございません。 公教育としての幼稚園においては、園児が集団で生活し学び合う環境が必要です。本市では、他市の状況や幼稚園での教育の実態等を踏まえて検討し、平成31年1月に策定した「三田市立幼稚園のあり方に関する基本方針」において、その望ましい集団規模を「同年齢で15人～30人」としています。 市立幼稚園の再編は、市の西部と東部に充実した保育サービスの提供が可能となる認定こども園を設置することで、農村地域の共働き世帯にとっても、子育てしやすい環境を創出するために実施しようとするものです。ご意見にありますように「子育てができて安心して働ける」ことに資するものと考えます。
53	47	4 乳幼児期の育ち 4 市の取り組み①②⑤	「市の取り組み①」にある「市立幼稚園の認定こども園化や民間保育施設の定員弾力的運用支援・・・」とあるが、多様な子育てニーズに対応として「認定こども園化」は、本来のニーズに対応するのではなく、国が進めることと一にして進めるやり方は問題がある。また、「民間保育施設の定員弾力的運用支援」は、保育の安全を無視したことを行政が支援してはいけない。ただでさえ安全基準が低い現状をさらに低めて弾力運用(詰め込み保育)では、子どもの安全な保育のための基準をないがしろにすることとなる。この支援は、すべきではなく、逆に保育士の増員へ支援することである。 さらに②にある「市立幼稚園の再編による望ましい集団規模の・・・」とあるが、この言葉を使って、再編統合を一層進める、効率優先の在り方は、子育ての本質を誤る事であり、実際日本の「詰め込み」的保育の在り方自体が問題であり、このことを改善することが行政の役割ではないのか。 また、⑤にある「・・・就学前教育・保育施設が持続可能となるよう公私施設の役割等を含めて検討・・・」とあるが、このことの意味は何か？どのような役割の位置づけで「公」と「私」の役割等を検討して具体的に進めようとしているのか不明。あいまいな表現は良くない。	市立幼稚園の再編計画案では、市の西部と東部に充実した保育サービスの提供が可能となる認定こども園を設置することで、農村地域における保育ニーズに対応し、「望ましい集団規模」の確保を持続可能なものとするとしています。 また、安全性の確保を徹底したうえで、民間保育施設における定員の弾力的運用を実施しており、ご指摘のような安全基準をないがしろにするようなことはございません。 公教育としての幼稚園においては、園児が集団で生活し学び合う環境が必要です。本市では、平成31年1月に策定した「三田市立幼稚園のあり方に関する基本方針」において、その望ましい集団規模を「同年齢で15人～30人」としています。再編は、望ましい集団規模を確保するための方策を講じることで、幼稚園が担う「集団での学び」の充実を図ろうとするものであり、効率を優先したものではありません。 今後、少子化が進み、保育を必要とする子どもの数が減少していく中で、公立施設と私立施設が持続できるようにするためには、それぞれが担う役割を明らかにしておくことが必要です。特に、公立施設においてはセーフティーネットとしての役割を果たすことが必要であり、そうした点も踏まえて検討を進めようとするものです。

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
54	49	6 学校教育の充実 4 市の取り組み①② ⑥	「市の取り組み①」にある「…個別に最適化された学びと共同的な学びを進めます」とあるが、「個別に最適化された学び」とは何か？もっと分かりやすくすべき。また、②にある「里山での営みから培われてきた生活文化や歴史・伝統等、三田の特色を生かした活動体験等を取り入れながら…」とあるが、「里山」という新しい言葉を使っているが、よくわからない。また、農村地域や自然との関りで培われていくためには、農村地域からその地域にある幼稚園や小学校を無くしてしまって、どうやって培っていくのか？真逆の事はすべきではない。さらに⑥では、「市民との対話を重ね学校再編に取り組みます」とあるが、学校再編を「是」として位置付けているが、国の方針の丸写しではなく、地方自治として考えることが必要。「地域」の概念をどんどん広げることで、きめ細かい対応や、言葉として行政が進めようとしている郷土愛などが薄らぐことになる。また、GIGAスクールの問題も、無批判に進めるのではなく、慎重にすべき。	「個別に最適化された学び」とは、課題解決に向け、児童生徒が個に応じた最適な方法で学習を進めることです。例えば、タブレット端末等を活用して、児童生徒が興味関心に応じた方法で学習を進めることや、児童生徒の課題や学習状況に応じて教員が個別に指導を行うことが考えられます。もちろん、個別に最適化された学びだけでなく、友達と共に考えを深め合う協働的な学びも一体的に充実することが重要です。 「里山」とは、自然と人が共生してきた三田の自然的、歴史・文化的な特色を示した言葉です。校区に限らず、広い意味で子どもたちの故郷である三田の特色を活かした体験活動により地域への理解と郷土愛を深めることが重要です。 学校再編については、子どもの学ぶ環境を第一に考え取り組んでいますが、市内のどこに住んでいても、ある程度の規模の学校で充実した教育が受けられることを目指すものです。三田市ではこれまでから、人と人との関りを通じた教育を大切にしてきました。従来の三田の教育を基本としつつ、GIGAスクール構想によって導入された情報機器を三田の教育に最適に組み合わせることが有効であると考えています。今後も情報機器の活用方法を吟味しながら、GIGAスクール構想を推進していきます。
55	68 50	25 行政経営 4 市の取り組み⑤ 7 若者が集うまち 4 市の取り組み④	電波の回線速度も遅いところがあります。私は工場勤務ですがパソコンがなければ仕事できません。全国に工場があり、転勤でこちらに越してきましたが明らかに繋がりにくく切れやすいです。また、自宅付近も電波がなく、Wi-Fiを通してはありますが、Wi-Fiの選択肢も少なく、若い世代が住むにはネックだと思えます。 物件も田舎の割に高い家賃で、古い家が多く、且つ選択肢の無さからインフラのランニングコストも高くつくため、魅力的な町とは言えないと思えました。 この町で気に入っているところは豊かな自然と、新鮮な食材を使った美味しいお店があるところです。直売所であったりパン屋さん、ケーキ屋さん、美しい自然を観ながら味わえるレストラン、BBQなど。「自然を満喫できて、不便なく暮らせて、田舎だと思ったけど、寧ろ都会の喧騒から離れられて良かったな」と思わせてくれるような町造りを期待しています。	平成30年度に民間通信事業者への事業費支援を行い、超高速ブロードバンドサービスの未整備集落において光回線の整備を行いました。また、携帯電話は、地域により提供事業者は異なりますが、ほぼ市内全域において利用が可能です。今後、通信事業者と協力して5Gエリア拡大に向けた取り組みを進めます。 三田の魅力は、都市と農村が近接していることと、交通アクセスの良さです。これらは、ご意見の緑豊かな自然のもとで味わう新鮮な地場産品やスイーツなど美味しい食べ物などとともに本市の大きな強みです。こうした点は、7月に発表された「住みよさランキング2021(東洋経済新報社)」において、全国179位/812市区、近畿圏19位/111市、兵庫県内4位/29市にランクされたほか、9月に発表された全国10万人以上の都市を対象としたテレワーク需要量調査(日本経済新聞社)においても、全国79位/285都市、関西9位/42都市にランクされるなど、高い評価を得ています。一方で、住宅に関しては若い世代が入居しやすいことも検討する必要があると考えます。今後も、ご意見を参考にさせていただきながら、この計画をもとに、都市が農村のすぐそばにある優れた住環境を提供する住みよいまちを目指してまいります。
56	50	7 若者が集うまち 4 市の取り組み②	「市の取り組み②」にある「…新規就農の支援…」とあるが、市は「就農」をどのようにとらえているのか分からない。趣味の農業ではなく、「業」として就農するからには、生計を立てられなければならない。一時的な就農ではなく、継続できるためにも地域の協力も必要となる。若い世代に就農を進めるからには、子育てできる環境の整備も必要となるが、市の計画とは整合性が取れず、矛盾した内容である。見直しが必要と考える。	若者の定住推進は、市の大きな課題です。そのため、若者の起業・創業とともに、高齢化に伴う担い手不足など厳しい環境にある農業分野への若者の参画により、若者の転出抑制と農村の活性化を図ろうとするものです。ご指摘のとおり、「業」として就農するためには、生計のほか、地域の協力や子育て環境の整備など、様々な課題があります。市としては、新規就農への支援のほか、農業体験など農業の裾野を広げる取り組みを通じ、若者の農業への関心を高めてまいります。
57	50	7 若者が集うまち 4 市の取り組み②	問題点 若者の定住促進 ソーシャルビジネス等の起業やベンチャー企業の誘致など、若者を増やし……  修正意見 三田の立地環境を生かした農業を学び、地域に根ざしたまちづくりに若者の活力を発揮させる。農業の発展と永住化を求めます。	若者の就農支援による農業の維持と地域コミュニティの活性化を捉えたものと推察し、この点について市の考え方はご意見と大きく変わらないものと考えます。 しかし、ご指摘の修正意見は、農業に限定されたものであり、市としては、若者の定住推進(転出抑制)については、農業だけでなく、起業や創業のほか、企業誘致による雇用拡大など、様々な手法を通じ、若い世代に魅力ある「若者が集うまち」の形成に努めることが適切であると考えています。



No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
58	52	9 地域医療の安心 4 市の取り組み④⑤	<p>問題点 急性期医療の維持・充実=市民病院改革プランの推進に努めます 具体的に何を示しているのか分かりません。 高度救急体制の構築を図ります。 具体的に示されていない理由があるのですか。</p> <p>修正意見 市民は安心して医療を受ける権利があります。市民病院改革プランの推進が進行していることを市民に知らせなくて大丈夫でしょうか。 そもそも三田市民病院改革プランとはどういうことを示すのか、わかりやすく説明する必要があると思います。市長が市民に説明する必要もあるはずです。</p>	<p>ご指摘の「市民病院改革プランの推進に努める」とは、当該プランにおいて『より広域な地域で急性期医療の再編・集約化を進める』ことが、医師をはじめとする医療スタッフの確保につながり、将来に亘って救急医療を中心とする急性期医療の維持・充実につながる』としていきます。市民病院改革プランは、市民意識調査、パブリックコメントなど所定の手続きを経て、平成28年度末に策定したものであり、市政出前講座などを通じてお知らせしています。</p> <p>また、ご指摘の「高度救急体制の構築」とは、「市の取り組み⑤」に記載のとおり、「救急隊の増隊・専任化や医療機関と連携した救急ワークステーションの運用など」をいいます。</p>
59	52	9 地域医療の安心 1 10年後に目指したい将来像 4 市の取り組み④	<p>1の「10年後に目指したい将来像」と取り組み「市」④にある「市民病院改革プラン」とあるが、「1」に謳われている内容と④とは整合性が取れず、むしろ命が救われない可能性が生じることは明らかである。「市民病院改革プラン」そのものの見直し(中止)が必要である。</p>	<p>市民病院改革プランに示す、「より広域な地域で急性期医療の再編・集約化を進める」ことが、医師をはじめとする医療スタッフの確保につながり、将来に亘って救急医療を中心とする急性期医療の維持・充実につながると考えます。</p>
60	54	11 子ども・子育ての安心 4 市の取り組み④ほか	<p>みだし「子ども・子育ての安心」とあるが、市内で出産さえできない状況を行政自らが作り出しながら、どうやって「子ども・子育ての安心」を保障しようとしているのか。この点からも市民病院統廃合を進める「市民病院改革プラン」の中止を求める。また、「市の取り組み④」の「子どもの貧困対策の推進」とあるが、実態の把握など、アウトリーチを含めた積極的な支援に取り組むなど、具体性を持たせていただきたい。</p>	<p>市内での出産については、現在も市民病院で継続して年間約300件の分娩件数の実績を確保しているところであり、市民病院改革プランに示す、「より広域な地域で急性期医療の再編・集約化を進める」ことが、将来に亘って、産婦人科医及び小児科医をはじめとする医療スタッフの確保につながると考えています。</p> <p>子どもの貧困対策に関しては、令和4年度に第2回目となる「子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査」を行う予定にしていますので、その結果や策定済みの「子どもの貧困対策推進プログラム」に基づき、アウトリーチも含めた丁寧な支援に努めてまいります。</p>
61	54	11 子ども・子育ての安心	<p>修正意見 子育てに差別はありません。子どもの医療費には差別があります。どの子もすこやかな成長を望んでいます。今すぐ所得制限のある子ども医療費を所得制限なしにもどして下さい。</p>	<p>こども医療費の改正は、将来にわたり市民が安心して生活を続けることができる仕組みや制度づくりの視点を重視し、市民全体の負担バランス、低所得者等への配慮を考え、目前の財源確保だけでなく中長期的な視点を持って、制度の再構築を行ったものです。</p> <p>今後も持続可能な制度として維持させつつ、限られた資源を最大限に有効活用し、実質的な公共サービスの維持・向上を図ってまいります。</p>
62	55	12 高齢者の安心 1 10年後に目指したい将来像	<p>みだし「高齢者の安心」と「1」の内容で「高齢者とその家族が住み慣れた地域での安心した生活が継続できています」とあるが、二人以上の高齢者の生活は一定の収入があっても、一方が亡くなって一人世帯となった高齢者の生活は、経済的基盤を失っているケースが現実にある。その方が、農村地域でバス停まで3～4キロ離れた住居での生活で、生活保護を受けようと相談したが、「車を手放せ」の指導がなされ、病気になってしんどい時、買い物の時、どうやって家から出られるのか。生活実態の把握を市は真剣に行い、「誰一人取り残さない」を実行していただきたい。取り組み「市」の内容と実態の乖離をどうやって埋めるのかの努力を書き込んでいただきたい。</p>	<p>生活保護の実施に当たっては、生活保護法及び国が定める処理基準に基づき実施することとされており、自動車の保有にあたっては、申出内容及び生活実態を把握したうえで基準に基づき判断しています。</p> <p>地域の高齢者の生活実態については、本人等からの相談のほか、民生委員等と連携し、地域包括・高齢者支援センターが把握し、課題に応じて適切な窓口や機関へ繋げるなど、相談支援を行っています。</p> <p>また、民生委員やケアマネジャー等と一緒に個別ケースの課題解消に向けた地域ケア会議を行い、公的サービスだけではなく、ボランティアの活用等、生活支援体制の構築に取り組んでまいります。</p>

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
63	55	12 高齢者の安心	<p>全体的にみると公的サービスの記載がない。</p> <p>問題点 公的サービスの記載がなく、家族や各事業所まかせである。こんな市政はきいたことがない。税金を払っている市民なのにどうなっているのか。</p> <p>修正意見 公的責任を果たしていない。後退しているととらえている。ただちに公費で高齢者に対する市民サービスを発令するべき。参考は安心して暮らせるまちにすれば良い。</p>	<p>基本計画素案については、前期基本計画期間である令和4年度から令和8年度に特に重点をおいて取り組む内容を記載しています。介護保険サービスのほか、高齢者福祉に関する施策全般は、法令等に基づき適切に実施しており、その詳細については第8期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で掲載しています。また、各計画に掲げる取り組みについても、各事業者等と役割と責任を分担しながら、利用者の生活の質の向上に努めています。</p>
64	56	13 障害のある人の安心 4 市の取り組み⑥ほか	<p>言葉「障害」について、市が定義する「障害」(社会の障害)と計画に表記(個人の障害)されている障害に混乱を生じている。まずは、言葉の定義を明確にすることが重要ではないのか。そうでないと、計画そのものに整合性が取れない。抜本的な見直しをしていただきたい。</p> <p>取り組み「市」⑥にある「年齢や障害の有無にかかわらず誰もが一緒に参加できる学びやスポーツ活動を通じて・・・」とあるが、毎年障害のある方々や家族、支援をされている方々が広く参加者を得てなされてきた「スマイルピック」を市は廃止したが、その後の取組みは大きく後退したまま。こうした反省がないまま、どうしてここにこうした表現ができるのか、疑問である。見直しが必要。</p>	<p>「13 障害のある人の安心」の中の記述には、「障害のある人」等の記述はありますが、特に定義はしていません。また、第5次三田市総合計画(素案)5ページ欄外の注釈に「障害」がありますが、この部分は、障害の漢字表記についての説明であって、定義ではありません。よって、ご指摘のような混乱はありません。</p> <p>「8 いつまでも学び、活躍できるまちづくり 市の取り組み⑥」においては、これからのスポーツ活動は、障害の有無に関係なく誰もが参加し、お互いを理解できる共生社会を目指しています。ご指摘のようにスマイルピックは、障害者中心の活動でしたが、令和元年度より誰もが参加できるファミリー・スポーツ・カーニバル&amp;市民チャレンジデーを開催しており、今後とも様々な機会を創出することにより、多くの障害のある方も参加していただける取り組みを進めます。</p>
65	56	13 障害のある人の安心 4 市の取り組み②④⑤	<p>「市の取り組み②」にある「障害のある人が自ら望む支援を選択できる…」とあるが、障害を持つ人が65才になり、介護保険制度利用へ転換することを執拗に求める市の姿勢を先ず改めることが必要ではないか。現にその対象者が市内の居られます。同じく④にある「市役所をはじめ障害のある人がより働きやすい市内の市内の就業環境づくりを推進します」とあるが、現状の市役所内の障害がある方の就労の在り方(業種)の見直し・拡大を早急に実施していただきたい。また⑤にある「スポーツやイベント等を通じて地域と障害のある人がつながる環境づくりに取り組みます」とあるが、前述のように「スマイルピック廃止」の見直し、復活を求める。</p>	<p>65歳到達者については、介護保険優先の原則に基づき、区分認定更新時に相談支援事業所等を通して介護保険への移行を指導しています。障害特性等により介護保険では対応困難な場合については個別相談に応じており、今後も障害のある人の実情を考慮のうえ対応します。</p> <p>障害がある方の就労については、正規職員では、身体・精神・知的等障害の種別に関わらず採用を促進するとともに、より柔軟な働き方が可能となるよう会計年度任用職員においても採用枠を設け、勤務していただいているところです。引き続き障害のある方にとっても働きやすい職場環境となるよう努めてまいります。</p> <p>「8 いつまでも学び、活躍できるまちづくり 市の取り組み⑥」においては、これからのスポーツ活動は、障害の有無に関係なく誰もが参加し、お互いを理解できる共生社会を目指しています。ご指摘のようにスマイルピックは、障害者中心の活動でしたが、令和元年度より誰もが参加できるファミリー・スポーツ・カーニバル&amp;市民チャレンジデーを開催し、今後とも様々な機会を創出することにより、多くの障害のある方も参加していただける取り組みを進めます。</p>
66	56	13 障害のある人の安心	<p>問題点 ボランティア、民生委員、児童委員、近隣住民の見守りに頼りすぎです。障害福祉事業所にも限界があります。</p> <p>修正意見 障害のある人が切れ目ない支援が受けられ、自立ができるように法整備に取り組むべきです。市役所をはじめ、障害があっても働きやすい事業所・施設を市が作り応援すべきです。</p>	<p>計画に記述していますように、市として障害のある人が各ライフステージに応じて切れ目のない支援を受けられる体制の整備や、より働きやすい市内の就業環境づくりなどを推進するとともに、市役所が率先して取り組んでまいります。障害のある人の安心に向けて共生社会の推進を図るためには、市民、事業者・団体等及び市がそれぞれできることに取り組むことが重要と考えています。</p>

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
67	57	14 心つながる暮らしの安心 4 市の取り組み①④⑥	「市の取り組み①」に「ライフステージに応じて多様化・複合化する課題への対応」とあるが、8050問題(ひきこもり)や不登校、時に「鬱」の方の相談にも社協から連絡を受けて現在運営をしている「居場所」で対応しているが、残念ながら市の対応や動きが見えない。(もちろん、障害福祉課にも開所の連絡をしているが)今後、市として積極的な取り組みを早急に始めていただきたい。また④にある「生活保護の適用など、誰一人取り残さない視点で生活の安定に向け、きめ細やかな支援・・・」とあるが、市の実情は、残念ながらこの内容から遠い。「市としてはできない」の態度を『市として何をどうしたらできるのか』の支援を真剣に取り組む」としてはどうか。さらに⑥にある「公営住宅の提供など、低所得者等の住宅確保要配慮者への住居の安定を図ります」とあるが、市の公営住宅の在り方そのものの見直しが先ず必要ではないか。市は「市営住宅は十分満たされている」との判断基準を実態に即して対応することを求める。その上で、公営住宅の新規建設を真剣に検討していただきたい。	ひきこもりの相談は、「三田市権利擁護・成年後見支援センター」で対応しており、支援者や家族向けの研修会や講演会なども開催しています。なお、鬱等の状態や精神障害を含む相談には、障害者総合相談窓口「きいてネット」で対応するとともに、居場所等の案内なども行っています。いずれも生活支援課及び障害福祉課と日々連携して業務を行っており、今後も情報共有に努めながら積極的に取り組んでまいります。 生活の安定に向けた支援に関しては、今後、計画に基づきセーフティネット強化に向けた取り組みを推進してまいります。 公営住宅の必要戸数の判断については、平成26年3月に策定した「三田市公営住宅等長寿命化計画」において、公営住宅(市営住宅及び県営住宅)の需要と供給戸数の推計調査を行っています。推計調査では、平成26年度から令和5年度の間に、既存の公営住宅の供給戸数が、必要戸数を上回るようになっていきます。また、現状においても、空き戸数もあることから、市内公営住宅の必要戸数は満たしていると考えています。
68	57	14 心つながる暮らしの安心	修正意見 生活困窮者に対して生活保護、就労支援など誰ひとりとしてとりのこさない市政をつくり、孤立につながる引きこもりの当事者に対し、市が責任を持ってサポートのできる支援事業をたちあげてください。 誰もが医療を受けられる福祉医療費助成制度の補充を求めます。	計画に基づき生活に困窮している人を包み支えるセーフティネットの強化に取り組めます。 福祉医療費助成制度は、安心して医療を受けられ持続可能な制度として維持させつつ、限られた資源を最大限に有効活用し、実質的な福祉サービスの維持・向上を図ってまいります。
69	58	15 商工業の振興 4 市の取り組み⑥	「市の取り組み⑥」に「就労を支援していきます」とあるがテクノパークへの企業誘致を評価するが、そこへの就労支援がなされていない。県下の他市でも行っているような「市内で正社員就労への支援策」の実施がこの項目に欠如している。書き込んで、市の取り組み姿勢を示していただきたい。「安定雇用」の視点を行政として持っていただきたい。さらに「中小企業振興条例」のような条例による裏付け施策が必要。	市としても、生活に不可欠な経済基盤を支える雇用の安定は重要であるとの考えから、これまで就労支援として、ハローワーク等関係団体と連携しながら、テクノパークを含む市内事業所を対象とした合同就職面接会などに取り組んできたところです。この計画においても「市の取り組み⑥」に記載のとおり、就労支援に取り組むこととしています。 また、市では「三田市産業創造戦略」を策定し、産業に関する施策を着実に展開しているところであり、ご提案の「中小企業振興条例の制定」につきましては、他市事例等も参考にしながら、制定の必要性等も含めて、適切に対応してまいりたいと考えています。
70	58	15 商工業の振興	修正意見 社会ニーズにみあった需要や事業承継をのぞみます。 若者の人材確保の推進をして、女性、高齢者、外国人が社会参画していくことのできる就労支援と、条件付き正規雇用者の採用をする。(例 テクノパークなど)	事業承継に係る施策の実施にあたっては、ご意見にあるように、社会ニーズ等を踏まえ、効果的な取り組みを進めてまいります。 また、就労支援については、条件付き正規雇用を含む多様な雇用形態により多様な人材の社会参画が図れるよう、関係団体と連携しながら必要な支援に取り組んでまいります。
71	59	16 農業の振興	農業そのものの在り方の議論と位置づけから始めることが重要。農業で「かせぐ」から消費者に「安全・安心の食の提供」がどうしたらできるのか。国連が「家族農業」による小規模農業と多品種栽培で安定した食材の提供を推奨していることを正面に行政が受け止めることが必要ではないか。 そうすることで、取り組み「市」の内容が大幅に書き換えが必要となり、若者の就農支援、農村・市街地・ニュータウンを持った三田の在り方を深めることになる。なぜ「鳥獣被害対策」が一言も述べられていないのか？イノシシやシカなどによる深刻な農業被害対策の記述が必要。	ご提案のとおり「安全・安心な食の提供」はとても重要なテーマであると考えています。市では農業生産者の経営安定が品質向上・安定生産など安全・安心な農産物の提供に繋がるものと考えています。一方で三田の農業は、高齢化や担い手不足などの課題により、安定した農業を営むことが難しくなっています。この計画においては、新たな担い手の確保に向けて、集落ごとに将来の農村の将来像を描き、持続可能な体制づくりを考えていくことや、「半農半X」などの働き方を本市で実現していただくことで、若者をはじめ多くの方に就農いただける機会を提供するなど、ご提案のある若者の就農支援にも取り組むこととしています。 また、市は鳥獣被害対策についても重要課題であると考えています。これまでの対策に加えて、新たな取り組みとして遠隔捕獲システム等の導入支援をこの計画に盛り込んでおり、取り組みを強化してまいります。

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
72	59	16 農業の振興 2 10年後に避けたい三田の状況、4 市の取り組み	「2 10年後の避けたい三田の状況」では荒廃した農地が市内に多く発生していると記載されているが、そのことに対して直接関係する市の取り組みが見えない。スマート農業の導入支援が書かれているが、「生産性の高い農業を目指す」以外にも三田の場合、米作りによって農地が維持されている。荒廃した農地の抑制に繋がるため、「良好な農地を維持します」も追記すべき。	ご指摘の件については、「市の取り組み①」の中で、「持続的に農業や農地機能を維持」という表現で記載しています。
73	59	16 農業の振興 5 成果指標	先進的な集落では将来の集落内の営農を計画した人・農地プランが作られているので、作られた集落数を指標にすれば、市の取り組みの①「みんなで支える三田の農業」の成果が確認できる成果としてわかりやすい。追加すべき。	ご提案について検討しましたが、人・農地プランは作成を機会として集落ごとに将来像を描いていただくことが大切であると考えており、成果指標については、担い手確保が急務であるため、集落の中心的担い手である「認定農業者及び認定新規就農者数」としています。
74	59	16 農業の振興	修正意見 農業を守るため、農地を確保するため、地産地消でまちづくりをして学校給食などの食育に力を入れて下さい。農業・農家を守るため、イノシシ・シカによる被害の状況を知り、適切に公費で修繕し、支援すべきです。	ご意見のとおり、食育の充実についてはこの計画でも「市の取り組み⑥」に掲げ、推進していくこととしています。 また、市は鳥獣害対策についても重要な課題と考えています。集落柵や防除柵等の鳥獣被害対策施設の設置には設置補助事業を、適正な維持管理については多面的機能支払交付金制度等により、引き続き支援してまいります。
75	61	18 まちの再生	市街化調整区域 今になって制度で困っている地域もあります。	市では、平成27年に市街化調整区域の土地利用計画を策定し、三田市都市計画法施行条例の施行により、開発許可制度の弾力化を図ってまいりました。この計画では、引き続き、地域活力とコミュニティの維持に向け、市街化調整区域の機能・役割を踏まえつつ、更なる開発許可制度の弾力的に向けて取り組んでまいります。
76	62	19 良好な住まい	前述しているが、持ち家政策への支援だけでなく、良好な「公営住宅」施策への見直しが必要ではないか。「自分らしくいきいきと暮らせる」住まいの位置づけに公営住宅は必要である。	公営住宅の施策については、公営住宅法に基づき実施しており、住宅に困窮する低所得者への住宅セーフティネットであることから、基本計画「14 心つながる暮らしの安心 市の取り組み⑥」で記載しています。引き続き、公営住宅の適切な管理運営に取り組んでまいります。
77	62	19 良好な住まい	修正意見 持ち家制度により、公営住宅が足りない、また家を持ちたくても応募してもあたらぬ=公営住宅をたくさん建てて下さい。公営住宅の促進を求めます。	公営住宅については、公営住宅法に基づき施策を実施しており、住宅に困窮する低所得者への住宅セーフティネットとして整備しています。市では、平成26年に、公営住宅(市営住宅及び県営住宅)の需要と供給戸数の推計調査を行っており、平成26年度から令和5年度の間に於いて、既存の公営住宅の供給戸数が、需要戸数を上回るようになっていきます。また、現状においても、空き戸数もあることから、新たな整備計画は予定していません。
78	63	20 交通ネットワーク	取り組み「市」の「自動運転」「AIを活用した予約型乗合交通など・・・」とあるが、将来に向けて検討は必要でしょう。一方で、それを待てない現状があり、ボランティアに頼る方法の限界や、ビッグデータの活用、さらにはAI活用に伴う個人情報取扱いには進まないことも考えると、デジタル活用の不安にどのように対応するのが見えない。市民への正確な行政からの情報提供とともに、市民的合意が必要ではないのか。	交通不便地における新たな移動手段の確保は喫緊の課題であり、現在、予約型乗合交通の導入を進めているところです。一方、現状の地域ボランティアによる仕組みは、少子高齢化や人口減少が進展する中、将来的には持続性などの課題があると認識しており、AIやIoTの活用も図りながら解決を図っていきたく考えています。これまでにないデジタル活用に伴う新たな情報の共有や活用においては、個人情報保護の観点からも個人情報保護関連法令や三田市情報セキュリティポリシー等に基づき取扱うとともに、市民の皆様にも理解と合意を得ながら推進してまいります。
79	63	20 交通ネットワーク	修正意見 公共交通サービスとしてあかしあ台、志手原地区、本庄地区を検討して下さい。広野・青野・小野地区も見直して下さい。	地域を特定することなく、交通不便を抱える地域での課題は市民の皆様と共有し、協力しながら解決に向けて取り組んでいます。今後とも、先行実施を始めた地域も含め、地域や事業者と連携し、地域公共交通の充実に取り組んでまいります。

No.	ページ	項目	意見の内容	市の考え方
80	65	22 里山・自然の保全 3 10年後に目指したい三田の状況、4 市の取り組み④	「3 10年後に目指したい三田の状況」の「D 公害や悪臭・・・」とあるが、現状の「環境の担当は県」との姿勢では、この項目が実現できない。「県と連携して十分な対応で、気持ちよく生活できています」としてはどうか。「市の取り組み④」の実現のためにも、早急な市の姿勢の改善が必要。	ご指摘の公害等の対策は、県などと連携して対応する場合がありますが、すべてにおいて連携するものではありません。 また、これまでから市が主体的に公害問題等の解決に取り組んでおり、今後もこの姿勢に変わりはありません。
81	65	22 里山・自然の保全	修正意見 街路樹の維持管理を市民団体まかせにしないで、市の公共機関として公費でまかなってください。	市では、平成27年度に「協働のまちづくり基本指針」を策定し、協働のまちづくりに取り組んでいます。 街路樹は、良好なまちの景観を維持する一つであり、これらを次世代に継承することを目指しすでに約50団体が街路樹等の管理に取り組んでいただいています。 今後も更なる市民協働や企業連携の取り組みを推進してまいります。
82	66	23 持続可能な環境づくり 4 市の取り組み⑥	「市の取り組み⑥」「(仮称)さんだ環境エネルギーセンターの整備」クリーンセンターの改修工事をこの間してきて、今後を見通す中で、新たなごみ焼却場の建設は、やむを得ないと考える。しかし、その管理運営方法において、現在市が進めようとしている指定管理者制度による1社との長期契約は、災害時や生活するうえで必然的に「ごみ」への対応は、行政が直接責任と管理運営の方法が重要であると考え。指定管理者制度による方法をやめていただきたい。	新ごみ処理施設の管理運営方法は、指定管理者制度ではなく、長期運営委託を予定しています。なお、一般廃棄物の処理義務は市にあり、市が事業主体として施設管理・運営責任を担うこととなります。
83	66	23 持続可能な環境づくり	修正意見 2050年温室効果ガスの排出実質ゼロに向けて、議会で提案して下さい。新ごみ処理施設に20年間も民間委託する話がありますが、余りにも長すぎます。こんな委託はありえません。短くするべきです。	2050年温室効果ガス排出実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)については、今年の6月議会において市長が表明したところです。 新ごみ処理施設の運営委託期間は、長期にわたる計画的な修繕や効率的な運営が期待できる20年間を予定しており、近年のごみ処理施設整備された運営委託期間でも20年程度の長期が主流となっています。
84	68	25 行政経営 3 10年後に目指したい三田の状況、4 市の取り組み①④	見出し「行政経営」のことば、市政運営は、「経営」ではなく「運営」または「取り組み」ではないのか。 「3 10年後に目指したい三田の状況」の「正社員に限らず多種多様な任用形態」と「取り組み『市』の①」にあるが、これまで政府が主導して「多様な働き方」を進めた結果はどうだったのか。 この名前の下で、どれだけ「非正規雇用」を増やしてきたのか。それによる生活の不安定が増し、格差社会を増幅してきた事実がある。行政がこの立場に立てば、更なる格差社会の拡大へとつながり、社会の不安定化、低所得者の増加で市税収入の減少など、マイナスへと突き進むことになる。この考え方の抜本的転換が必要。また「E・・・公共施設の総量や配置が最適化される」と「取り組み『市』④」にあるが、国が進める公共施設管理が最適化の名のもとに削減されることで、市民生活(こころ・身体の健康)がどのように変化するのか、十分慎重に市民と共に議論が必要である。さらに「F・・・多くの行政手続きがマイナンバーカードで処理できます」とあるが、あたかもこのカードで市民生活が豊かになるような宣伝を行政の都合で進めることによって、個人の情報管理がハッカーなど技術の進歩で、より危険性が高まってきている。もっと慎重な判断が必要である。	行政を経営的な視点を持ってしっかりと進めていくことが必要なことから、「経営」としています。 この多種多様な任用形態とは、兼業等を含めそれぞれの事情に合わせた柔軟な働き方を可能にすることで、正規職員では対応が難しい専門人材の確保を図ることを目的として進めていきます。 また、公共施設マネジメントの推進では、人口構造や地域社会の変化に対応した最適な施設のあり方について、市民意見を十分に踏まえ検討を進めてまいります。 最後に、マイナンバーカードには大切な個人情報が入っていないほか、オンライン利用時は電子証明書を用いるなど、様々な安全対策が施されており、オンライン上で安全かつ確実に本人であることを証明できるカードです。市民の利便性向上に資するものとして、市役所に来庁せず行政手続きを行うためには必要なツールであると考えています。